

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）
新旧対照表（案）

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
事業推進の考え方	事業推進の考え方	
<p>障がい者が、心身ともに健康で豊かに地域で暮らしていくためには、障がい者の生活ニーズを基本として、関係機関等が連携し、生活の各場面における支援を生涯を通じて効果的に行うことが重要です。</p> <p>保健分野では、疾病や障がいの早期発見・早期対応の機会として母子保健事業や健康増進事業が重要です。特に、障がいによる身体的、精神的な負担がさらなる障がいの重度化や二次障がいを招くことがあるため、健康の保持増進に特別な配慮が必要です。</p> <p>近年問題となっている自殺の背景には、多様かつ複合的要因が存在するものの、特にうつ病等の精神疾患の関連が疑われるケースが多いことから、心の健康の保持増進に向けた適切な支援が重要です。</p> <p>医療分野では、生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ることで、疾病や障がいの重度化の予防をめざします。</p> <p>また、障がい者が安心して地域で暮らせるよう、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携強化が必要です。</p> <p>療育においては、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。</p> <p>学校教育においては、発達障がいを抱える児童への支援等も含め、乳幼児期の療育・保育からの継続性を重視しながら、関係機関との連携のもと、個々の障がいや発達状況に応じ、生活や学習上の困難を改善または克服するため必要な支援などを行う特別支援教育の充実に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>障がい者が、生涯を通じて心身ともに健康で豊かに地域で暮らしていくためには、障がい者の生活ニーズを基本として、関係機関等が連携し、生活の各場面における支援を効果的に行うことが重要です。</p> <p>保健分野における母子保健事業や健康増進事業は、疾病や障がいの発生子予防や早期発見の機会として重要です。また、障がいによる身体的、精神的な負担がさらなる障がいの重度化を招き、二次障がい引き起こされる場合があるため、健康の保持・増進には特別な配慮が必要です。</p> <p>近年、自殺が増加しており、その背景には多様かつ複合的要因が関連するものの、特に、うつ病等の精神疾患が関連することが多くなっていることから、心の健康への適切な支援を行う取り組みが重要です。</p> <p>医療分野では、平成27年度に生駒市立病院が開院されることにより、二次救急医療や小児二次医療の充実を図ることで、疾病や障がいの重度化を防ぐことが期待されます。</p> <p>また、障がい特性に応じた医療サービスの充実や保健・医療と福祉サービスとの連携の充実も必要となります。</p> <p>療育・教育においては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえて、障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもに対して、発達段階での課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのために、母子保健、保育・教育機関等や、地域での子育て支援の取り組み等と連携を図りながら、ニーズに応じた切れ目のない支援をしていくことが重要となります。</p> <p>学校においては、発達障がいを抱える児童への支援等も含め、乳幼児期の療育・保育からの継続性を重視しながら、関係機関との連携のもと、個々の障がいや発達状況に応じた特別支援教育の充実に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>【追加】 ○特別支援学級教員等に対する専門家のアドバイス・研修（マニフェスト）</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
1 保健・医療サービス等の充実	1 保健・医療サービス等の充実	
<p>疾病及びそれが原因となって生じる障がいをできるだけ軽減できるよう、各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、相談・指導事業の充実等により、健康の保持増進を図ります。</p> <p>また、障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい者に対する医療サービスの充実に努めます。</p>	<p>疾病及びそれが原因となって生じる障がいをできるだけ軽減できるよう、各年齢層に応じた健康診査を実施し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、相談・指導事業の充実等により、健康の保持増進を図ります。</p> <p>また、障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい者に対する医療サービスの充実に努めます。</p>	
(1) 保健サービスの充実	(1) 保健サービスの充実	
<p>■母子保健事業</p> <p>障がいの<u>早期発見・早期対応</u>を目的として、妊婦・乳幼児等の健康診査を行うとともに、母子の健康の保持増進を図るため、<u>母子健康手帳の交付、妊娠期の各種教室、妊産婦への相談事業・保健指導</u>、訪問等による個別指導、子育て相談事業、育児教室、調理実習等を行います。</p>	<p>■母子保健事業</p> <p>障がいの予防や早期発見を目的として、妊婦・乳幼児等の健康診査を行うとともに、母子の健康の保持増進を図るため、訪問等による個別指導、子育て相談事業、育児教室、調理実習等を行います。</p>	<p>【追加】</p> <p>○健康診断等を活用した早期発見、医療機関と児童福祉施設等との連携による早期療育の実施（マニフェスト）</p>
<p>・<u>母子健康手帳交付</u></p> <p>母子健康手帳交付時には、マタニティコンシェルジュがきめ細やかに面接してケアプランを作成し、妊娠中から産後4か月頃までの母子を継続して支援します。</p> <p>・<u>産後ケア事業</u></p> <p>産褥期に家族などから産後の援助が受けられず、自身の体調や育児に不安のある産婦が、安心して子育てができるよう、助産所等で授乳指導・育児相談や母子のケアなどを実施します。</p>	<p>(新設)</p>	<p>【新設】</p> <p>○健康診断等を活用した早期発見、医療機関と児童福祉施設等との連携による早期療育の実施（マニフェスト）</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
<p>・母子保健訪問指導</p> <p>「妊産婦・新生児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」等、保健師等の家庭訪問により、妊産婦・乳幼児に対する養育上の必要な事項について、適切な指導を行い、親子の健康の保持増進を図ります。また、未熟児訪問指導を実施し、リスクの高い乳児の在宅生活を支援します。</p> <p>・母子保健指導</p> <p>母子保健施策を推進するためには、地域住民の生活に密着した事業を強化することが効果的であり、「パパママ教室」「パパ講座」「おやこ広場」「はじめての離乳食講習会」等の教室や「各種育児相談」「個別発達相談」等の相談事業を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。</p> <p>・妊婦・乳幼児健康診査</p> <p>妊娠中に必要な健康診査に要する費用の補助を行い、すべての妊婦が安心・安全に出産を迎えられるよう支援します。すべての乳幼児が身体的、精神的、社会的に最適な発達を遂げること、また、より健康な生活を保持増進することを目的として、市内の指定医療機関やセラビーこまで、乳幼児健康診査を実施します。その結果、精密な診査や経過観察が必要な乳幼児に対しては精密検査や事後指導等を行います。</p>	<p>・母子保健訪問指導</p> <p>「妊産婦・新生児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」等、保健師等の家庭訪問により、妊産婦・乳幼児に対する養育上の必要な事項について、適切な指導を行い、親子の健康の保持増進を図ります。また、未熟児訪問指導を実施し、よりリスクの高い乳児の在宅生活を支援しています。</p> <p>・母子保健指導</p> <p>母子保健施策を推進するためには、地域住民の生活に密着した事業を強化することが効果的であり、「パパママ教室」「おやこ広場」「初めての離乳食講習会」等の教室や「各種育児相談」「個別発達相談」等の相談事業を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。</p> <p>・妊婦・乳幼児健康診査</p> <p>妊娠中に必要な健康診査に要する費用の補助を行い、すべての妊婦が安心・安全に出産を迎えられるよう支援します。すべての乳幼児が身体的、精神的、社会的に最適な発達を遂げること、また、より健康な生活を保持増進することを目的として、市内の指定医療機関やセラビーこまで、乳幼児健康診査を実施します。その結果、精密な診査や経過観察が必要な乳幼児に対しては精密検査や事後指導等を行います。</p>	
<p>■健康増進事業</p> <p>障がいの有無にかかわらず、疾病の予防および軽減を図り、健康の保持増進に努めることが必要です。そのため、健康増進事業として、各種検（健）診、健康教育、健康相談等の事業を実施します。</p>	<p>■健康増進事業</p> <p>障がいの有無にかかわらず、疾病の予防及び軽減を図り、健康の保持増進に努めることが必要です。そのため、健康増進事業として、各種検（健）診、健康教育、健康相談等の事業を実施します。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
<p>・各種検（健）診 がん、心臓病、脳血管疾患の三大生活習慣病を中心とした疾病の予防対策として、各種がん検診、各種健診等を実施し、早期発見、早期治療につなげます。また、必要な人に対して食生活や運動等に関する指導を行い、健康管理の意識高揚を図ります。</p> <p>・健康教育 「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高めることを目的に、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進を図ります。</p> <p>・健康相談 家庭における健康管理に資するよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個人の特性を配慮しながら必要な指導及び助言を行います。</p> <p>・訪問指導 療養上の保健指導が必要と認められる人及びその家族に対し、主治医や関係機関とも連携をとりながら、保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。</p>	<p>・各種検（健）診 がん、心臓病、脳血管疾患の三大生活習慣病を中心とした疾病の予防対策として、胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診及び健康診査を実施し、早期発見・早期治療につなげます。また、必要な人に対して食生活や運動等に関する指導を行い、健康管理の意識高揚を図ります。</p> <p>・健康教育 「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高めることを目的に、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進を図ります。</p> <p>・健康相談 家庭における健康管理に資するよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個人の特性を配慮しながら必要な指導及び助言を行います。</p> <p>・訪問指導 療養上の保健指導が必要と認められる人及びその家族に対し、主治医や関係機関とも連携をとりながら、保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
<p>■心の健康</p> <p>心の健康を保つためには、ストレスをうまくかわすことや適度な運動、休養などの日常生活上の工夫が必要です。特に、障がい者や障がい者を支える家族が心の健康を崩し、二次的な障がいを引き起こすことのないよう、心の健康の保持増進に向けた普及啓発を図ります。</p> <p>また、健康相談等の機会をとらえ、うつ症状等の早期発見に努めるとともに、医療機関や保健所、障がい者生活支援センター等の専門相談機関との連携を強化し、適正な治療へつなげます。</p> <p>さらに自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失です。このような悲劇を招かないよう、国や関係団体等と緊密な連携を図り、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。あわせて、周囲の人間がうつ症状等に早期に気づき、適切な対応を行うことができるよう、メンタルヘルスや自殺予防に関する普及啓発を図ります。</p> <p><u>また近年、不登校・ニート・ひきこもり等が社会問題化する中、その解決に向けて各関係機関と連携しながら取り組みます。</u></p>	<p>■心の健康</p> <p>心の健康を保つためには、ストレスをうまくかわす方法や適度な運動、休養をとるなど日常生活上の工夫が必要です。特に、障がい者をはじめ、障がい者を支える家族が心の健康を崩し、二次的な障がいを引き起こすことのないよう、心の健康の保持増進に向けた取り組みを啓発します。</p> <p>また、健康相談等の場面において、うつ症状等の早期発見に努めるとともに、医療機関や保健所、障がい者生活支援センター等の専門相談機関との連携を強化し、適正な治療へつなげます。</p> <p>さらに、自殺予防の取り組みに関し、自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失であるとの認識が必要です。このような悲劇を招かないよう、国や関係団体等と緊密な連携を図り、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。</p> <p>自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることから、周囲の人間がうつ症状等に早期に気づき、適切な対応を行うことができるよう、メンタルヘルスに関する知識や自殺予防に関する普及や啓発に努めます。</p>	<p>【追加】</p> <p>○NPOや県と連携した具体的な引きこもり対策、自殺対策の推進（マニフェスト）</p>
<p>・生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」</p> <p>身近な場所で安心して心配ごとや不安などを相談できる機会を提供し、悩みを抱える人たちの精神的な安定を図り、結果として自殺を未然に防ぐことを目的として臨床心理士による相談を行います。</p>	<p>・生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」</p> <p>身近な場所で安心して心配ごとや不安などを相談できる機会を提供し、悩みを抱える人たちの精神的な安定を図り、結果として自殺を未然に防ぐことを目的として臨床心理士による相談を行います。</p>	
<p>・生駒市子ども・若者支援ネットワーク</p> <p>平成29年3月に新たに設置した、行政機関、NPO団体、学識経験者等による協議会です。不登校・ニート・ひきこもりなど様々な困難を抱える子ども・若者が、就学や就業など自立した社会生活を営むことができるよう、「生駒市子ども・若者総合相談窓口」での相談等を通じて支援を行います。</p>	<p>(新設)</p>	<p>【新規】</p> <p>○子ども・若者支援ネットワークの設置</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
(2) 医療サービス等の充実	(2) 医療サービス等の充実	
<p>■医療と保健・福祉との連携</p> <p>障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい特性の理解を図りつつ、医師会等の協力のもと医療と保健・福祉の連携に努めます。</p> <p>そのため、医療や介護、福祉サービス等を必要とする障がい者や高齢者等が、在宅生活をスムーズに送れるよう、市立病院を含む地域の病院や診療所等との医療ネットワークの構築に努め、保健福祉施設等との連携を推進します。</p>	<p>■医療と保健・福祉との連携</p> <p>障がい者が身近な地域で安心して医療サービスを受けられるよう、障がい特性の理解を図りつつ、医師会等の協力のもと医療と保健・福祉の連携に努めます。</p> <p>そのため、医療や介護、福祉サービス等を必要とする障がい者や高齢者等が、在宅生活をスムーズに送れるよう、市立病院を含む地域の病院や診療所等との医療ネットワークの構築に努め、保健福祉施設等との連携を推進します。</p>	
<p>・市立病院</p> <p>生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ります。また大規模災害時には、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を活用するとともに、民間医療機関での対応が困難になった場合に、人工透析者の受け入れを行います。</p> <p>・<u>重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業</u></p> <p>意思疎通が困難な重度障がい者に対し、入院中において医療従事者とのコミュニケーションを支援するため、サービス提供事業所から支援者を派遣します。</p> <p>・心身障がい者（児）歯科診療</p> <p>一般の歯科診療所で治療の困難な心身障がい者（児）に対し、奈良県心身障害者歯科衛生診療所において必要な治療を行います。</p> <p>・在宅重度身体障がい者訪問診査</p> <p>在宅で寝たきり状態にあり、医療機関に出向くことが困難な障がい者に対して、医師等が訪問して診査又は助言、指導を行います。</p> <p>・訪問看護</p> <p>重度身体障がい者等、在宅において寝たきりやそれに準ずる状態にある人に対して、主治医の指示に基づき、看護師等が家庭訪問する看護サービスと連携を図ります。</p>	<p>・市立病院の開院</p> <p>平成27年度に生駒市立病院を開院することにより、二次救急医療や小児二次医療の充実を図ります。また大規模災害時には、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えるとともに、民間医療機関での対応が困難になった場合でも、人工透析者の受け入れが可能な機能も確保します。</p> <p>（新設）</p> <p>・心身障がい者（児）歯科診療</p> <p>一般の歯科診療所で治療の困難な心身障がい者（児）に対し、奈良県心身障害者歯科衛生診療所において必要な治療を行います。</p> <p>・在宅重度身体障がい者訪問診査</p> <p>在宅で寝たきり状態にあり、医療機関に出向くことが困難な障がい者に対して、医師等が訪問して診査又は助言、指導を行います。</p> <p>・訪問看護</p> <p>重度身体障がい者等、在宅において寝たきりやそれに準ずる状態にある人に対して、主治医の指示に基づき、看護師等が家庭訪問する看護サービスと連携を図ります。</p>	<p>【新設】</p> <p>○重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業（施政方針）</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
<p>■自立支援医療費の給付</p> <p>自立支援医療として共通の制度のもとに、更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療を実施しています。障がいの軽減、自立促進、社会参加の向上に向けて、自立支援医療の普及啓発を図るとともに、その適切な運用に努めます。</p>	<p>■自立支援医療費の給付</p> <p>自立支援医療として共通の制度のもとに、更生医療、育成医療及び精神通院医療を実施しています。障がいの軽減、自立促進、社会参加の向上に向けて、自立支援医療の普及啓発を図るとともに、その適切な運用に努めます。</p>	
<p>・更生医療</p> <p>18歳以上の身体障がい者に対し、その障がい部位に必要な医療を行うことにより、障がいの軽減又は機能回復を図ります。</p> <p>・育成医療</p> <p>18歳未満で、身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療を行うことにより、障がいの軽減を図ります。</p> <p>・精神通院医療</p> <p>精神疾患のある者に対し、必要な医療を行うことにより、症状の改善を図ります。</p>	<p>・更生医療</p> <p>18歳以上の身体障がい者に対し、その障がい部位に必要な医療を行うことにより、障がいの軽減又は機能回復を図ります。</p> <p>・育成医療</p> <p>18歳未満で、身体上の障がいを有する児童又は現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療を行うことにより、障がいの軽減を図ります。</p> <p>・精神通院医療（県事業）</p> <p>精神疾患のある者に対し、必要な医療を行うことにより、症状の改善を図ります。</p>	
<p>■その他の医療費公費助成</p> <p>・精神障害者医療費助成事業</p> <p>自立支援医療において、公費負担を受けている精神障がい者の通院医療費の自己負担相当額を助成します。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。</p> <p>・心身障害者（重度心身障害老人等）医療費助成制度</p> <p>身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2の所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。</p> <p>・指定難病の医療費助成制度</p> <p>難病患者及びその家族に対し、保健所をはじめ保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、相談や治療に対する公費助成も含めて、患者等の療養生活を支援します。</p>	<p>■その他の医療費公費助成</p> <p>・精神障害者医療費助成事業</p> <p>自立支援医療において、公費負担を受けている精神障がい者の通院医療費の自己負担金に対する助成を行います。</p> <p>また、今後、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担金に対する助成をすすめていきます。</p> <p>・心身障害者（重度心身障害老人等）医療費助成制度</p> <p>身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2の所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。</p> <p>なお、他の福祉医療助成制度とともに、今後、社会保障経費が増大する中においても、より効果的で継続的な支援ができるように取り組んでいきます。</p> <p>・指定難病の医療費助成制度</p> <p>難病患者及びその家族に対し、保健所をはじめ保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、相談や治療に対する公費助成も含めて、患者等の療養生活を支援します。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
2 早期療育・教育の充実	2 早期療育・教育の充実	
<p>障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもの早期療育は、乳幼児期の発達を促し、障がいの状態の改善に寄与するとともに、保護者の不安や悩みに応えるうえでも重要な施策となります。</p> <p>誰もが“自分らしい”生活を送ることができるよう、生涯を通じた一人ひとりへの支援を推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教育を充実させます。</p>	<p>障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもの早期療育は、保護者の不安や悩みに応え、乳幼児期の発達を促すとともに、障がいの状態の改善に寄与するなど、重要な施策となります。</p> <p>誰もが“自分らしい”生活を送ることができるよう、一人ひとりの生涯を通じた支援を推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教育を充実します。</p>	
(1) 早期療育の充実	(1) 早期療育の充実	
<p>■障がい児の保育・教育の充実</p> <p>障がい児の育成については、仲間と交流し、相互に理解、協力しながら育つ環境づくりをめざすとともに、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に発達を促す適切な支援を行い、基本的な生活能力の向上を図ることが重要です。そのため、障がい児一人ひとりが総合的に成長することをめざし、保育所や幼稚園等において「共に学び、共に育つ」保育・教育の推進を図ります。また、障がい児とその家族の要望を踏まえ、各種の福祉サービスの有機的な連携に努め、<u>地域における療育体制の整備を図ります。</u></p>	<p>■障がい児の保育・教育の充実</p> <p>障がい児の育成については、仲間と交流し、相互に理解、協力しながら育つ環境づくりをめざすとともに、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に発達を促す適切な支援を行い、基本的な生活能力の向上を図ることが重要です。そのため、障がい児一人ひとりが総合的に成長することをめざし、保育所や幼稚園等において「共に学び、共に育つ」保育・教育の推進を図ります。また地域における療育体制の整備を図るため、障がい児とその家族の要望を踏まえ、各種の福祉サービスの有機的な連携に努めます。</p>	<p>【追加】</p> <p>○医療機関や児童福祉施設等との連携による早期療育の推進（マニフェスト）</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
<p>・保育所等における障がい児保育事業</p> <p>障がいを有する児童が、家庭の状況により保育を必要とする場合に、集団保育が可能な範囲で保育所、学童保育所で受け入れるとともに、必要に応じて保育士、指導員を加配し、集団保育の中で心身の発達を促進します。</p> <p>・幼稚園における特別支援教育</p> <p>障がいのある幼児の受け入れにあたっては、教員の加配や環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>・児童発達支援・医療型児童発達支援</p> <p>障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力やことばの基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。</p> <p>・放課後等デイサービス</p> <p>学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。</p>	<p>・保育所等における障がい児保育事業</p> <p>保育所等で実施する集団保育が可能な障がいを有する児童が、家庭の状況により保育を必要とする場合に、保育所、学童保育所で受け入れるとともに、必要に応じて加配保育士、指導員を配置し、集団保育の中で心身の発達を促進します。</p> <p>・幼稚園における特別支援教育</p> <p>障がいのある幼児の受け入れにあたっては、加配教員の配置や環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>・児童発達支援・医療型児童発達支援</p> <p>障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。</p> <p>・放課後等デイサービス</p> <p>学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
<p>■相談支援の充実</p> <p>障がい児の保育、教育を総合的に進めていくためには、専門機関・専門職、家庭や地域等が一体となって、適切な役割分担のもと、保育、教育を進める環境づくりが必要です。そのため、障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を強化しながら総合的な療育体制を推進します。</p>	<p>■相談支援の充実</p> <p>障がい児の保育、教育を総合的に進めていくためには、関係者や家庭、または地域等が一体となって、適切な役割分担のもと、保育、教育を進める環境づくりが必要です。そのため、障がいに関する悩みや不安を抱える保護者の相談に応じるとともに、関係機関との連携を強化しながら総合的な療育体制を推進します。</p>	
<p>・障がい児相談支援体制の充実</p> <p>生活支援センターにおいて、発達に問題や障がいを持つ児童とその家族に対して、勉強会や交流会、子育て、療育等の相談支援を行います。また、週1回子どもが自由に遊べる場を開設し、保護者が気軽に相談できる環境整備を行っています。</p> <p>また、発達障害者支援センターとも連携し、より専門的で広域的な相談支援の充実に努めます。</p> <p>・家庭児童相談（こどもサポートセンターゆう）</p> <p>児童に関わる問題が複雑化・多様化するなか、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、専門的知識・技術を有する家庭相談員による相談や指導を実施します。</p> <p>・教育相談</p> <p>児童生徒・保護者等を対象に、教育や子育ての悩み、また特別支援教育に関する相談やカウンセリングを行います。</p> <p>・就学指導</p> <p>障がいのある幼児、児童、生徒の状況に応じて適正な就学ができるよう、市就学指導委員会において、保育所、幼稚園、小学校、中学校及び保護者や関係機関と連携して就学指導を行います。</p> <p>・ことばの教室</p> <p>発音やことば、コミュニケーション等、子どもの発達について相談や適切な指導を行います。</p>	<p>・障がい児相談支援体制の充実</p> <p>生活支援センターにおいて、発達に問題や障がいを持つ児童とその家族に対して、勉強会や交流会、子育て、療育等の相談支援を行います。また、週1回子どもが自由に遊べる場を開設し、保護者が気軽に相談できる環境整備を行っています。</p> <p>また、発達障害者支援センターとも連携し、より専門的で広域的な相談支援の充実に努めます。</p> <p>・家庭児童相談（こどもサポートセンターゆう）</p> <p>児童に関わる問題が複雑多様化しているため、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、専門的知識・技術を有する家庭相談員による相談や指導を実施します。</p> <p>・教育相談</p> <p>児童生徒・保護者等を対象に、教育や子育ての悩み、また特別支援教育に関する相談への対応やカウンセリングを行います。</p> <p>・就学指導</p> <p>障がいのある幼児、児童、生徒の状況に応じて適正な就学ができるよう、市就学指導委員会において、保育所、幼稚園、小学校、中学校及び保護者や関係機関と連携して就学指導を行います。</p> <p>・ことばの教室</p> <p>発音やことば、コミュニケーション等、子どもの発達について相談や適切な指導を行います。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
<p>・通級指導教室エル ことばの遅れや認知に偏りを持つ小学生を対象に、学習に取り組むために必要な姿勢を育み、それぞれの特性を活かして苦手な課題に取り組むための指導や相談を行います。</p> <p>・スクールカウンセラーの設置 専門的知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして市内小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心理相談や教職員のサポートを推進します。</p> <p>・<u>スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー合同交流会の実施</u> 市で雇用しているスクールソーシャルワーカーおよび各校に配置しているスクールカウンセラーと生徒支援担当の教員や養護教諭との合同交流会を開催し情報共有を行い、市の教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>・思春期相談事業（県事業） 思春期精神保健などに関する相談指導を行います。</p> <p>・サポートブックいこま「たけまるノート」の活用 障がい児への切れ目のない支援のため、障がい児の保護者、学校、医療や福祉などの支援者が、乳幼児期から成人期に至るまでの発達や支援の状況を記した「たけまるノート」により情報を共有し、連携を図ります。</p>	<p>・通級指導教室エル ことばの遅れや認知に偏りを持つ小学生を対象に、学習に取り組むために必要な姿勢を育み、それぞれの特性を活かして苦手な課題に取り組むための指導や相談を行います。</p> <p>・スクールカウンセラーの設置 専門的知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして市内小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心理相談や教職員のサポートを推進します。</p> <p>・思春期保健相談（県事業） 思春期精神保健などに関する相談指導を行います。</p> <p>・サポートブックいこま「たけまるノート」の活用 障がい児への切れ目のない支援のため、障がい児を取り巻く保護者や学校、医療、福祉などの支援者が、乳幼児期から成人期に至るまでの発達や支援の状況を記した「たけまるノート」により情報を共有し、連携を図ります。</p>	<p>【新設】 ○スクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラー合同交流会の実施</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
<p>（2）教育の充実</p> <p>学校教育においては、障がいのある子どもとない子どもが、「共に学び、共に育つ」教育が必要です。また、障がいのある子どもが自らの生活や進路を選択できるよう保護者の意向も踏まえながら、自立支援に配慮し、個々の障がいや発達状況等に応じた教育内容や指導等、特別支援教育の充実に努めます。</p>	<p>（2）教育の充実</p> <p>学校教育においては、障がいのある子どもとない子どもが、「共に学び、共に育つ」教育が必要です。また、障がいのある子どもとその保護者が自らの生活や進路を選択できるよう保護者の意向も踏まえながら、自立支援に配慮し、個々の障がいや発達状況等に応じた教育内容や指導等、特別支援教育の充実に努めます。</p>	
<p>■研修会、研究会等の整備</p> <p>特別支援教育は、「障がい」もその人の個性としてとらえ、「共に学び、共に育つ」環境づくりを進めることが重要です。そのため、教職員自らが障がいについての知識や理解を深めるとともに、児童生徒に対しても適切な指導ができるよう、研修・研究の機会を整備します。</p>	<p>■研修会、研究会等の整備</p> <p>特別支援教育は、「障がい」もその人の個性としてとらえ、「共に学び、共に育つ」環境づくりを進めることが重要です。そのため、教職員自らが障がいについての知識や理解を深めるとともに、児童生徒に対しても適切な指導ができるよう、研修・研究の機会を整備します。</p>	
<p>・特別支援教育コーディネーターの配置、研修</p> <p>特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会の設置等、特別支援教育の体制を充実させます。<u>年間を通じて特別支援コーディネーター研修を実施し、コーディネーターの資質向上とともに、各校に持ち帰り、教員への伝達・指導を行います。</u>また、各学校において特別支援教育推進の中心となる教員の研修を実施します。</p> <p>・特別支援教育研究会の設置</p> <p>小・中学校の特別支援学級担任による研究会を組織し、特別支援教育の充実に努めます。</p> <p>・特別支援教育講演会の実施</p> <p>8月に特別支援教育の専門家を招請して教育委員会主催の特別支援教育講演会を開催し、特別支援教育に対する教員の資質向上を図ります。</p>	<p>・特別支援教育コーディネーターの配置、研修</p> <p>特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会の設置等、特別支援教育の体制を充実させます。また、各学校において特別支援教育推進の中心となる教員の研修を実施します。</p> <p>・特別支援教育研究会の設置</p> <p>小・中学校の特別支援学級担任による研究会を組織し、特別支援教育の充実に努めます。</p>	<p>【新設】</p> <p>○専門家と提携し特別支援学級の教員等に対するアドバイス・研修を強化（マニフェスト）</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	第1章 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・教育の充実	
<p>■教育環境等の整備充実</p> <p>学校施設において、児童生徒が障がいのために不利益を受けないよう、学習環境の整備、改善に努めます。</p>	<p>■教育環境等の整備充実</p> <p>学校施設において、障がいのある子どもが不利益を受けないよう、学習環境の整備、改善に努めます。</p>	
<p>・タブレット等ICT技術を活用した療育・学習活動の強化</p> <p>タブレット端末を用いて、特別支援学級、ことばの教室、院内学級在籍児童生徒の学習支援を行う等、ICT技術を活用した障がい児の療育・学習活動の強化に努めます。</p> <p>・小・中学校における施設のバリアフリー化</p> <p>小・中学校における障がい児の就学が無理なくできるよう、スロープや手すりの設置、障がい者用トイレの整備等、施設の改修によるバリアフリー化を推進します。</p> <p>・特別支援教育就学奨励費</p> <p>小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。</p>	<p>(新設)</p> <p>・小・中学校における身体障がい児対応の施設改良</p> <p>小・中学校における身体障がい児の就学が無理なくできるよう、スロープや手すりの設置、障がい者用トイレの整備等、施設の改修によるバリアフリー化を推進します。</p> <p>・特別支援教育就学奨励費</p> <p>小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。</p>	<p>【新設】</p> <p>○ICT技術を活用した療育・学習支援、専門家採用（マニフェスト）</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
事業推進の考え方	事業推進の考え方	
<p>障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者の生活ニーズを踏まえ、障がい当事者や家族、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携して、地域生活のための総合的な支援体制の仕組みを作ることが重要です。</p> <p>障害福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する制度であることから、障がい者のニーズに合ったサービスの適切な提供とともに、サービスの利用にあたっては、相談支援の充実が必要となります。</p> <p>また、障がい者を取り巻く地域の課題については、自立支援協議会を通してその解決に取り組むことが必要です。障がい者のニーズに対して、今後不足が見込まれるサービスもあります。本市においては、重度心身障害者（児）福祉年金を廃止した経緯もあり、特に、就労支援を含む日中活動系サービス、地域生活への移行に伴う居住系サービスや障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点機能の充実に取り組めます。</p> <p>さらに、障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、都市基盤や施設などの整備に加え、災害時の避難支援体制の整備等、防災対策の充実にも努めていきます。</p>	<p>障がい者が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい者の生活ニーズを把握し、障がい当事者や家族、関係団体、事業者、行政、関係機関等が連携して、地域生活のための総合的な支援体制の仕組みを作ることが重要です。</p> <p>障害福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する制度であることから、障がい者のニーズに合ったサービスの適切な提供とともに、サービスの利用にあたっては、相談支援の充実が必要となります。</p> <p>また、障がい者を取り巻く地域の課題については、自立支援協議会を通して課題解決に取り組むことが必要です。本市においては、障がい者のニーズに対して、今後不足が見込まれるサービスもあり、特に、就労支援を含む日中活動系サービスや地域生活への移行に伴う居住系サービス等の充実及び障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいく必要があります。</p> <p>さらに、障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、都市基盤や施設などの整備、災害時の避難支援体制の整備等、防災対策の充実にも努めていきます。</p>	<p>【充実】</p> <p>○地域生活支援拠点機能の充実</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
1 生活支援にかかるサービスの充実	1 生活支援にかかるサービスの充実	
<p>障がい者が必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、ライフステージに応じた各種サービスの提供により、自立した生活を支援します。</p> <p>施設入所者の地域生活への移行および就労支援については、国の基本指針に基づきそれぞれの成果目標を設定することとします。</p> <p>平成32年度末までの地域生活への移行は、平成28年度末時点における施設入所者の9パーセント以上を基本とし、「施設入所者の地域生活への移行者数7人」とするとともに、平成32年度末までに、平成28年度末時点の入所者数の2パーセント以上の削減を基本とし、「施設入所者の削減者数2人」を計上するものとします。</p> <p>また、就労支援については、福祉施設から一般就労への移行を、平成28年度の移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、平成32年度の「福祉施設から一般就労への移行者数18人」を計上するものとします。</p> <p>さらに、障がい者の地域での生活を支援する拠点として平成29年11月に整備した地域生活支援拠点機能の充実に努めます。</p>	<p>障がい者が必要とする生活支援やサービスの量的・質的な充実を図るとともに、ライフステージに応じた各種サービスの提供により、自立した生活を支援します。</p> <p>障がい者の入所施設から地域生活への移行と就労支援については、国の基本指針に基づきそれぞれの成果目標を設定することとします。</p> <p>平成29年度末までの地域生活への移行は、平成25年度末時点における施設入所者の12パーセント以上を基本とし、「福祉施設の入所者の地域生活への移行者数9人」とするとともに、平成29年度末までに、平成25年度末時点の入所者数の4パーセント以上の削減を基本とし、「施設入所者の削減者数3人」を計上するものとします。</p> <p>また、就労支援については、福祉施設からの一般就労への移行を、平成24年度中の移行実績の2倍以上とすることを基本として、平成29年度中の「福祉施設から一般就労への移行者数10人」を計上するものとします。</p> <p>さらに、障がい者の地域での生活を支援する拠点として、平成29年度末までに地域生活支援拠点を1か所整備するよう努めます。</p>	<p>【目標設定】</p> <p>○施設入所者の地域生活への移行7人、施設入所者の削減数2人</p> <p>【充実】</p> <p>○地域生活支援拠点機能の充実</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																																														
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																																															
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																															
<p>(1) 訪問系サービスの充実</p> <p>一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、必要サービス量の確保に努めます。</p>	<p>(1) 訪問系サービスの充実</p> <p>一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを提供できるよう、必要サービス量の確保に努めます。</p>																																																															
<p>■居宅介護（ホームヘルプサービス）</p> <p>日常生活を営むことが困難な身体障がい者や支援が必要な精神障がい者、知的障がい者、難病患者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>利用実績は増加傾向にあり、サービス量の確保に努めます。見込量は、利用実績に加え、施設入所者や長期入院している精神障がい者等の地域移行等を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="125 659 911 809"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">各年度3月期</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居宅介護 (ホームヘルプ サービス)</td> <td>利用時間</td> <td>2,220</td> <td>2,270</td> <td>2,226</td> <td>2,261</td> <td>2,297</td> <td>2,333</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>115</td> <td>122</td> <td>124</td> <td>126</td> <td>128</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table>			各年度3月期								平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	利用時間	2,220	2,270	2,226	2,261	2,297	2,333	利用者数	115	122	124	126	128	130	<p>■居宅介護（ホームヘルプサービス）</p> <p>日常生活を営むことが困難な身体障がい者や支援が必要な精神障がい者、知的障がい者、難病患者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>利用量の大幅な増加はありませんが、今後は施設入所者や長期入院している精神障がい者等の重度障がい者等の地域移行も踏まえ、利用量が増加すると想定されることから、必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率及び地域移行等を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="974 699 1704 798"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">（各年度3月期）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">居宅介護</td> <td>利用時間</td> <td>1,823</td> <td>1,855</td> <td>2,002</td> <td>2,076</td> <td>2,153</td> <td>2,233</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>113</td> <td>107</td> <td>111</td> <td>115</td> <td>119</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table>			（各年度3月期）								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	居宅介護	利用時間	1,823	1,855	2,002	2,076	2,153	2,233	利用者数	113	107	111	115	119	124	
		各年度3月期																																																														
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																									
居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	利用時間	2,220	2,270	2,226	2,261	2,297	2,333																																																									
	利用者数	115	122	124	126	128	130																																																									
		（各年度3月期）																																																														
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																									
居宅介護	利用時間	1,823	1,855	2,002	2,076	2,153	2,233																																																									
	利用者数	113	107	111	115	119	124																																																									

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																													
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																														
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																														
<p>■重度訪問介護</p> <p>常時介護を要する重度の肢体不自由者又は行動上著しい困難を有する重度の知的障がい者や精神障がい者に対して、居宅において、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護や相談等を行うとともに、外出時における移動中の介護や入院中の支援を総合的に行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>利用対象者が限定されたサービスであるため、利用実績の大幅な増加はありませんが、平成30年度から入院先での利用が可能となることや重度障がい者等の地域移行も踏まえ、必要なサービスが適切に受けられるよう、サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率及び対象者の拡大を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="120 655 902 799"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度訪問介護</td> <td>264</td> <td>371</td> <td>353</td> <td>470</td> <td>470</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	重度訪問介護	264	371	353	470	470	470		2	3	3	4	4	4	<p>■重度訪問介護</p> <p>常時介護を要する重度の肢体不自由者又は行動上著しい困難を有する重度の知的障がい者や精神障がい者に対して、居宅において、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護や相談等を行うとともに、外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>利用対象者が限定されたサービスであるため、実績数値の大幅な増加はありませんが、平成26年度からの法改正に基づくサービス利用対象者の拡大と、重度障がい者等の地域移行も踏まえ、必要なサービスが適切に受けられるよう、サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率及び対象者の拡大を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="965 663 1706 770"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度訪問介護</td> <td>利用時間</td> <td>284</td> <td>332</td> <td>518</td> <td>622</td> <td>726</td> <td>829</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者数</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	重度訪問介護	利用時間	284	332	518	622	726	829		利用者数	2	4	5	6	7	8	<p>【追加】</p> <p>○H30～重度訪問介護訪問先の拡大（入院先）</p>
	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																									
重度訪問介護	264	371	353	470	470	470																																									
	2	3	3	4	4	4																																									
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																								
重度訪問介護	利用時間	284	332	518	622	726	829																																								
	利用者数	2	4	5	6	7	8																																								
<p>■重度障害者等包括支援</p> <p>常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。</p> <p>サービスの特性上、対象者が限られ利用実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。</p>	<p>■重度障害者等包括支援</p> <p>常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。</p> <p>サービスの特性上、対象者が限られ実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。</p>																																														

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）		第4期計画		備考																																														
第2部 障がい者福祉計画		第2部 障がい者福祉計画																																																
第2章 地域生活のための総合的な支援体制		第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																
<p>■行動援護</p> <p>知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案して算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行動援護</td> <td>利用時間</td> <td>633</td> <td>643</td> <td>703</td> <td>729</td> <td>756</td> <td>782</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>46</td> <td>51</td> <td>53</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>				平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	行動援護	利用時間	633	643	703	729	756	782	利用者数	46	51	53	55	57	59	<p>■行動援護</p> <p>知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案して算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行動援護</td> <td>利用時間</td> <td>614</td> <td>532</td> <td>545</td> <td>565</td> <td>586</td> <td>608</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>45</td> <td>41</td> <td>42</td> <td>44</td> <td>46</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	行動援護	利用時間	614	532	545	565	586	608	利用者数	45	41	42	44	46	48	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																											
行動援護	利用時間	633	643	703	729	756	782																																											
	利用者数	46	51	53	55	57	59																																											
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																											
行動援護	利用時間	614	532	545	565	586	608																																											
	利用者数	45	41	42	44	46	48																																											
<p>■訪問入浴サービス</p> <p>通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し、在宅での入浴を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>サービスの特性上、対象者が限られ利用実績は少ないですが、重度障がい者の在宅生活を支えるサービスとして、必要に応じたサービス提供に努めます。見込量は利用実績に基づき現状維持で算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問入浴サービス</td> <td>利用者数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>				平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	訪問入浴サービス	利用者数	1	0	1	1	1	1	<p>■訪問入浴サービス</p> <p>通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し、在宅での入浴を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>サービスの特性上、対象者が限られ利用実績は少ないですが、重度障がい者の在宅生活を支えるサービスとして、必要に応じたサービス提供に努めます。見込量は利用実績に基づき現状維持で算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問入浴</td> <td>利用者数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	訪問入浴	利用者数	1	1	1	1	1	1															
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																											
訪問入浴サービス	利用者数	1	0	1	1	1	1																																											
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																											
訪問入浴	利用者数	1	1	1	1	1	1																																											

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																														
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																															
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																															
<p>(2) 日中活動系サービスの充実</p> <p>特別支援学校の卒業生や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人等の新たなニーズにも対応できるよう、事業所等の協力を得て、日中活動系サービス提供体制の整備に努めます。<u>特に市内での就労機会拡大を図るため、生駒山麓公園等において就労支援を中心とした日中活動支援体制の整備に取り組みます。</u></p> <p>市内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、市外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めるとともに、連携強化や情報提供の充実に努めます。</p> <p>また、身体障がい者や難病患者等の生活介護サービス等については、介護保険サービス事業所（基準該当）の利用も含めて提供できるよう、身近な地域でのサービス提供体制の整備に努めます。</p>	<p>(2) 日中活動系サービスの充実</p> <p>利用者のニーズにあった日中活動が送れるよう、生活支援や就労支援のサービスの提供体制の整備に努めます。特に、特別支援学校の卒業生や、入所施設や医療機関から地域生活に移行する人等の新たなニーズにも対応できるよう、事業所等の協力を得て、障がい者の就労支援を中心とした日中活動系サービスの提供施設を開設することにより、サービス提供体制の整備に努めます。市内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、市外の事業所の協力を得て、利用施設の確保に努めるとともに、連携強化や情報提供の充実に努めます。</p> <p>また、身体障がい者や難病患者等の生活介護サービス等については、介護保険サービス事業所（基準該当）の利用も含めて提供できるよう、身近な地域でのサービス提供体制の整備に努めます。</p>	<p>【充実】</p> <p>○生駒山麓公園等での日中活動支援体制の整備</p>																																														
<p>■生活介護</p> <p>常時介護を要する障がい者が、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>特別支援学校の卒業生が毎年度10人程度見込まれることや、入所施設等からの地域移行の推進等により利用者の増加が予測されることから、サービス提供体制の整備を行い必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="116 1018 907 1166"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活介護</td> <td>利用日数</td> <td>4,461</td> <td>4,683</td> <td>4,830</td> <td>5,021</td> <td>5,211</td> <td>5,401</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>232</td> <td>244</td> <td>254</td> <td>264</td> <td>274</td> <td>284</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	生活介護	利用日数	4,461	4,683	4,830	5,021	5,211	5,401	利用者数	232	244	254	264	274	284	<p>■生活介護</p> <p>常時介護を要する障がい者が、主として昼間に、障害者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>特別支援学校の卒業生が毎年度10人以上見込まれるとともに、入所施設等からの地域移行の推進等により、新規の利用希望者が増加することが予測されることから、サービス提供体制の整備を行い必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="952 1038 1720 1150"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">生活介護</td> <td>利用日数</td> <td>3,750</td> <td>3,965</td> <td>4,155</td> <td>4,340</td> <td>4,617</td> <td>4,801</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>206</td> <td>212</td> <td>225</td> <td>235</td> <td>250</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	生活介護	利用日数	3,750	3,965	4,155	4,340	4,617	4,801	利用者数	206	212	225	235	250	260	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																									
生活介護	利用日数	4,461	4,683	4,830	5,021	5,211	5,401																																									
	利用者数	232	244	254	264	274	284																																									
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																									
生活介護	利用日数	3,750	3,965	4,155	4,340	4,617	4,801																																									
	利用者数	206	212	225	235	250	260																																									

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																																																																																											
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																																																																																												
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																																																																												
<p>■療養介護</p> <p>医療を要し常時介護が必要な障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>サービスの特性上、利用対象者が限られますが、医療と常時介護を要する障がい者には重要なサービスであり、病院など関係機関との連携のもと、利用施設の確保と必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="120 550 913 657"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養介護</td> <td>利用者数</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	療養介護	利用者数	12	13	13	13	13	14	<p>■療養介護</p> <p>医療を要し常時介護が必要な障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>サービスの特性上、利用対象者が限られますが、医療と常時介護を要する障がい者には重要なサービスであり、病院など関係機関との連携のもと、利用施設の確保と必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率に基づき算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="967 550 1727 638"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養介護</td> <td>利用者数</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	療養介護	利用者数	10	12	12	12	13	13																																																																												
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																																																																						
療養介護	利用者数	12	13	13	13	13	14																																																																																																						
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																																																																						
療養介護	利用者数	10	12	12	12	13	13																																																																																																						
<p>■自立訓練</p> <p>障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において訓練を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>市内に提供事業者が無く利用対象者が限定されるサービスですが、引き続き必要サービス量の確保に努めます。各サービスの見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="120 909 913 1225"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自立訓練 (機能訓練)</td> <td>利用日数</td> <td>51</td> <td>61</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自立訓練 (生活訓練)</td> <td>利用日数</td> <td>40</td> <td>81</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊型自立訓練</td> <td>利用日数</td> <td>62</td> <td>4</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	自立訓練 (機能訓練)	利用日数	51	61	59	59	59	59	利用者数	4	4	4	4	4	4	自立訓練 (生活訓練)	利用日数	40	81	77	77	77	77	利用者数	3	5	5	5	5	5	宿泊型自立訓練	利用日数	62	4	26	26	26	26	利用者数	2	1	1	1	1	1	<p>■自立訓練</p> <p>障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活機能の向上のために、施設等において訓練を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>市内に提供事業者が無く利用対象者も限定されるサービスですが、今後、自立訓練(生活訓練)は、施設入所者等の地域移行等により新規の利用希望者が増加することが予測されることから、サービス提供体制の整備を行い必要サービス量の確保に努めます。各サービスの見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="967 981 1727 1209"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自立訓練 (機能訓練)</td> <td>利用日数</td> <td>48</td> <td>40</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自立訓練 (生活訓練)</td> <td>利用日数</td> <td>78</td> <td>136</td> <td>136</td> <td>136</td> <td>306</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>宿泊型 自立訓練</td> <td>利用日数</td> <td>31</td> <td>93</td> <td>93</td> <td>93</td> <td>93</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	自立訓練 (機能訓練)	利用日数	48	40	48	48	48	48	利用者数	4	3	4	4	4	4	自立訓練 (生活訓練)	利用日数	78	136	136	136	306	306	利用者数	5	8	8	8	18	18	宿泊型 自立訓練	利用日数	31	93	93	93	93	93		利用者数	1	3	3	3	3	3	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																																																																						
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	51	61	59	59	59	59																																																																																																						
	利用者数	4	4	4	4	4	4																																																																																																						
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	40	81	77	77	77	77																																																																																																						
	利用者数	3	5	5	5	5	5																																																																																																						
宿泊型自立訓練	利用日数	62	4	26	26	26	26																																																																																																						
	利用者数	2	1	1	1	1	1																																																																																																						
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																																																																						
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	48	40	48	48	48	48																																																																																																						
	利用者数	4	3	4	4	4	4																																																																																																						
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	78	136	136	136	306	306																																																																																																						
	利用者数	5	8	8	8	18	18																																																																																																						
宿泊型 自立訓練	利用日数	31	93	93	93	93	93																																																																																																						
	利用者数	1	3	3	3	3	3																																																																																																						

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																																																												
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																																																													
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																																													
<p>■就労移行支援</p> <p>就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の自立した生活に向けて、一般就労への円滑な移行を支援するため適切なサービス提供を行います。見込量は利用実績を勘案するとともに、国の基本指針に基づき、平成28年度末の利用者数が平成32年度末には2割以上増加することをめざして算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="114 571 913 724"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労移行支援</td> <td>利用日数</td> <td>328</td> <td>388</td> <td>395</td> <td>428</td> <td>445</td> <td>461</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>20</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	就労移行支援	利用日数	328	388	395	428	445	461	利用者数	20	23	24	26	27	28	<p>■就労移行支援</p> <p>就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の自立した生活を支援するため、一般就労へ円滑に移行できるよう、就労移行支援事業の活用を推進するため、サービス提供体制の整備を行い、必要サービス量の確保に努めます。見込量は、国の基本指針に基づき、平成29年度末の利用者数を平成25年度末から6割以上の増加をめざし、利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="954 596 1738 708"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労移行 支援</td> <td>利用日数</td> <td>407</td> <td>481</td> <td>613</td> <td>683</td> <td>946</td> <td>1,016</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>35</td> <td>39</td> <td>54</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	就労移行 支援	利用日数	407	481	613	683	946	1,016	利用者数	25	31	35	39	54	58	<p>【目標設定】</p> <p>○H32年度末には利用者が2割以上増加</p>																														
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																																							
就労移行支援	利用日数	328	388	395	428	445	461																																																																							
	利用者数	20	23	24	26	27	28																																																																							
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																																							
就労移行 支援	利用日数	407	481	613	683	946	1,016																																																																							
	利用者数	25	31	35	39	54	58																																																																							
<p>■就労継続支援</p> <p>通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の自立した生活を支援するため、日中活動、福祉的就労、就労支援に向け、利用者のニーズに対して適切なサービス提供を行います。</p> <p>また、利用者のニーズや特性に合った事業所を利用できるよう、市内外の事業所との連携強化や情報提供の充実に努めるとともに、サービス提供体制の整備を行い、必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="114 1123 913 1356"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労継続支援 A（雇用型）</td> <td>利用日数</td> <td>780</td> <td>842</td> <td>975</td> <td>1,102</td> <td>1,229</td> <td>1,356</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>46</td> <td>52</td> <td>58</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">就労継続支援 B（非雇用型）</td> <td>利用日数</td> <td>1,455</td> <td>1,437</td> <td>1,427</td> <td>1,539</td> <td>1,652</td> <td>1,764</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>88</td> <td>85</td> <td>89</td> <td>96</td> <td>103</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	就労継続支援 A（雇用型）	利用日数	780	842	975	1,102	1,229	1,356	利用者数	38	40	46	52	58	64	就労継続支援 B（非雇用型）	利用日数	1,455	1,437	1,427	1,539	1,652	1,764	利用者数	88	85	89	96	103	110	<p>■就労継続支援</p> <p>通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の自立した生活を支援するため、日中活動、福祉的就労、就労支援に向け、利用者のニーズに対して適切なサービス提供を行います。</p> <p>また、利用者のニーズや特性に合った事業所を利用できるよう、市内外の事業所との連携強化や情報提供の充実に努めるとともに、サービス提供体制の整備を行い、必要サービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="954 1149 1738 1324"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労継続 (雇用型)</td> <td>利用日数</td> <td>392</td> <td>473</td> <td>572</td> <td>660</td> <td>881</td> <td>969</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">就労継続 (非雇用型)</td> <td>利用日数</td> <td>1,073</td> <td>1,201</td> <td>1,404</td> <td>1,529</td> <td>1,841</td> <td>1,966</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>70</td> <td>77</td> <td>90</td> <td>98</td> <td>118</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	就労継続 (雇用型)	利用日数	392	473	572	660	881	969	利用者数	18	22	26	30	40	44	就労継続 (非雇用型)	利用日数	1,073	1,201	1,404	1,529	1,841	1,966	利用者数	70	77	90	98	118	126	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																																							
就労継続支援 A（雇用型）	利用日数	780	842	975	1,102	1,229	1,356																																																																							
	利用者数	38	40	46	52	58	64																																																																							
就労継続支援 B（非雇用型）	利用日数	1,455	1,437	1,427	1,539	1,652	1,764																																																																							
	利用者数	88	85	89	96	103	110																																																																							
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																																							
就労継続 (雇用型)	利用日数	392	473	572	660	881	969																																																																							
	利用者数	18	22	26	30	40	44																																																																							
就労継続 (非雇用型)	利用日数	1,073	1,201	1,404	1,529	1,841	1,966																																																																							
	利用者数	70	77	90	98	118	126																																																																							

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）		第4期計画		備考																																																														
第2部 障がい者福祉計画		第2部 障がい者福祉計画																																																																
第2章 地域生活のための総合的な支援体制		第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																																
<p>■就労定着支援</p> <p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>平成30年度から新たに提供するサービスです。見込量は福祉施設から一般就労への移行者数等を勘案して算出しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">各年度3月期</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労定着支援</td> <td>利用者数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>				各年度3月期								平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	就労定着支援	利用者数	-	-	-	2	5	9	<p>(新設)</p>		<p>【新設】</p> <p>○就労定着支援の新設（H30～）</p>																																						
		各年度3月期																																																																
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																											
就労定着支援	利用者数	-	-	-	2	5	9																																																											
<p>■短期入所</p> <p>介護者等の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の一時保護を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>介護者の緊急時に直ちに対応できるように受け入れ体制の整備に努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案して算出しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">各年度3月期</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">短期入所 (ショートステイ)</td> <td>利用日数</td> <td>173</td> <td>226</td> <td>221</td> <td>236</td> <td>250</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>39</td> <td>43</td> <td>46</td> <td>49</td> <td>52</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>				各年度3月期								平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	短期入所 (ショートステイ)	利用日数	173	226	221	236	250	265	利用者数	39	43	46	49	52	55	<p>■短期入所</p> <p>介護者等の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の一時保護を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>介護者の緊急時に直ちに対応できるように受け入れ体制の整備に努めます。平成26年度からは事業所との協力のもと、生駒市福祉センターの施設の活用により主に重度の身体障がい者が利用できるよう、受け入れ事業所の拡大を推進しました。見込量は利用実績及び伸び率等を勘案して算出しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">(各年度3月期)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">短期入所</td> <td>利用日数</td> <td>145</td> <td>136</td> <td>183</td> <td>188</td> <td>193</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>38</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>				(各年度3月期)								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	短期入所	利用日数	145	136	183	188	193	198	利用者数	30	31	36	37	38	39	
		各年度3月期																																																																
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																											
短期入所 (ショートステイ)	利用日数	173	226	221	236	250	265																																																											
	利用者数	39	43	46	49	52	55																																																											
		(各年度3月期)																																																																
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																											
短期入所	利用日数	145	136	183	188	193	198																																																											
	利用者数	30	31	36	37	38	39																																																											
<p>■地域活動支援センター</p> <p>障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>現在、市内に2か所設置していますが、障がい者の日中活動や社会参加、交流の場を確保するため、地域活動支援センターの機能の充実に努めます。見込量は利用実績に基づき算出しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">年度実人員</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域活動支援センター</td> <td>利用者数</td> <td>99</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>				年度実人員								平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	地域活動支援センター	利用者数	99	80	80	80	80	80	<p>■地域活動支援センター</p> <p>障がい者の創作的活動や生産活動の機会及び交流の場を提供します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>現在、市内に2か所設置していますが、障がい者の日中活動や社会参加、交流の場を確保するため、地域活動支援センターの機能の充実に努めます。見込量は利用実績に基づき算出しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">(年度実人員)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域活動</td> <td>利用者数</td> <td>97</td> <td>93</td> <td>97</td> <td>97</td> <td>97</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table>				(年度実人員)								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	地域活動	利用者数	97	93	97	97	97	97															
		年度実人員																																																																
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																											
地域活動支援センター	利用者数	99	80	80	80	80	80																																																											
		(年度実人員)																																																																
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																											
地域活動	利用者数	97	93	97	97	97	97																																																											

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）		第4期計画						備考																																														
第2部 障がい者福祉計画		第2部 障がい者福祉計画																																																				
第2章 地域生活のための総合的な支援体制		第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																				
<p>■日中一時支援</p> <p>主に知的障がい者や障がい児に対して、一時的に介護が困難な場合、通所施設等において短時間の見守り、保護を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>介護者等の緊急時に直ちに対応できるよう、事業所の協力のもと支援体制の整備に努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案して算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日中一時支援</td> <td>利用日数</td> <td>367</td> <td>357</td> <td>400</td> <td>416</td> <td>431</td> <td>447</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>100</td> <td>98</td> <td>102</td> <td>106</td> <td>110</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table>				平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	日中一時支援	利用日数	367	357	400	416	431	447	利用者数	100	98	102	106	110	114	<p>■日中一時支援</p> <p>主に知的障がい者や障がい児に対して、一時的に介護が困難な場合、通所施設等において短時間の見守り、保護を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>法改正に伴い、市内に児童通所支援の事業所が整備されたことから、児童の利用を中心に実績は減っていますが、介護者等の緊急時に直ちに対応できるよう、事業所の協力のもと支援体制の整備に努めます。見込量は利用実績に基づき現状維持で算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日中一時</td> <td>利用日数</td> <td>684</td> <td>311</td> <td>311</td> <td>311</td> <td>311</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>141</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>85</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table>								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	日中一時	利用日数	684	311	311	311	311	311	利用者数	141	85	85	85	85	85	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																															
日中一時支援	利用日数	367	357	400	416	431	447																																															
	利用者数	100	98	102	106	110	114																																															
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																															
日中一時	利用日数	684	311	311	311	311	311																																															
	利用者数	141	85	85	85	85	85																																															
<p>■児童発達支援・医療型児童発達支援</p> <p>障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>母子保健サービスとの連続性の中で、途切れることなく発達段階における課題を早期に発見し、早期に適切なサービスが受けられる体制づくりに努めます。医療型児童発達支援事業はサービスの特性上、利用対象者が限られ実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童発達支援</td> <td>利用日数</td> <td>1,298</td> <td>1,179</td> <td>1,355</td> <td>1,355</td> <td>1,355</td> <td>1,355</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>215</td> <td>213</td> <td>213</td> <td>213</td> <td>213</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table>				平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	児童発達支援	利用日数	1,298	1,179	1,355	1,355	1,355	1,355	利用者数	215	213	213	213	213	213	<p>■児童発達支援・医療型児童発達支援</p> <p>障がいのある子どもや発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>母子保健サービスとの連続性の中で、途切れることなく発達段階における課題を早期に発見し、早期に適切なサービスが受けられる体制づくりに努めます。医療型児童発達支援事業はサービスの特性上、利用対象者が限られ実績はありませんが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童発達支援</td> <td>利用日数</td> <td>1,303</td> <td>1,439</td> <td>1,711</td> <td>1,711</td> <td>1,711</td> <td>1,711</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>212</td> <td>197</td> <td>205</td> <td>205</td> <td>205</td> <td>205</td> </tr> </tbody> </table>								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	児童発達支援	利用日数	1,303	1,439	1,711	1,711	1,711	1,711	利用者数	212	197	205	205	205	205	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																															
児童発達支援	利用日数	1,298	1,179	1,355	1,355	1,355	1,355																																															
	利用者数	215	213	213	213	213	213																																															
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																															
児童発達支援	利用日数	1,303	1,439	1,711	1,711	1,711	1,711																																															
	利用者数	212	197	205	205	205	205																																															

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																																														
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																																															
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																															
<p>■放課後等デイサービス</p> <p>学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>支援が必要な障がい児に適切なサービスが提供できるよう、必要サービス量の確保に努めるとともに、学校との連携により効果的な支援が受けられる体制づくりに努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案し算定しています。</p> <table border="1" data-bbox="114 560 922 710"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">各年度3月期</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放課後等 デイサービス</td> <td>利用日数</td> <td>1,597</td> <td>1,967</td> <td>2,014</td> <td>2,307</td> <td>2,601</td> <td>2,894</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>152</td> <td>182</td> <td>213</td> <td>244</td> <td>275</td> <td>306</td> </tr> </tbody> </table>			各年度3月期								平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	放課後等 デイサービス	利用日数	1,597	1,967	2,014	2,307	2,601	2,894	利用者数	152	182	213	244	275	306	<p>■放課後等デイサービス</p> <p>学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>支援が必要な障がい児に適切なサービスが提供できるよう、必要サービス量の確保に努めるとともに、学校との連携により効果的な支援が受けられる体制づくりに努めます。見込量は利用実績及び伸び率に基づき算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="958 560 1767 678"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">各年度3月期</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放課後等デイ</td> <td>利用日数</td> <td>428</td> <td>939</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>2,640</td> <td>2,880</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>59</td> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>220</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table>			各年度3月期								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	放課後等デイ	利用日数	428	939	1,800	2,400	2,640	2,880	利用者数	59	100	150	200	220	240	
		各年度3月期																																																														
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																									
放課後等 デイサービス	利用日数	1,597	1,967	2,014	2,307	2,601	2,894																																																									
	利用者数	152	182	213	244	275	306																																																									
		各年度3月期																																																														
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																									
放課後等デイ	利用日数	428	939	1,800	2,400	2,640	2,880																																																									
	利用者数	59	100	150	200	220	240																																																									

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）		第4期計画		備考																															
第2部 障がい者福祉計画		第2部 障がい者福祉計画																																	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制		第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																	
<p>（3）居住系サービスの充実</p> <p>家族から自立して生活する場の確保に向けサービスの提供体制を整備します。また入所施設や医療機関から地域生活への移行を目指し、<u>共同生活援助、福祉ホーム、自立生活援助等のサービスに加え、地域生活支援拠点機能の充実により、一体的な支援を行います。</u></p> <p>■共同生活援助（グループホーム）</p> <p>地域において共同生活を営む障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排せつなどの介護、家事援助、相談その他の日常生活上の援助を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>施設入所者や退院可能な精神障がい者等の地域移行を促進するため、障がい者の自立支援として市内外の事業所を問わず、グループホームの利用を推進します。また、今後、地域生活支援の拠点として更なる需要が見込まれるため、市内において、事業所の協力を得て、事業所の開設を促進するとともに、サービス提供体制の整備に努めます。見込量は利用実績等に基づき算出しています。</p>		<p>（3）居住系サービスの充実</p> <p>入所施設や医療機関から地域生活への移行をすすめるうえでの受け皿となるとともに、家族から自立して生活する場とし、事業者等の協力を得て、市内において共同生活援助（グループホーム）のサービス提供体制の整備を推進します。</p> <p>■共同生活援助（グループホーム）</p> <p>地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>施設入所者や退院可能な精神障がい者等の地域移行を促進するため、障がい者の自立支援として市内外の事業所を問わず、グループホームの利用を推進します。また、今後、地域生活支援の拠点として更なる需要が見込まれるため、市内において、事業所の協力を得て、事業所の開設を促進するとともに、サービス提供体制の整備に努めます。見込量は利用実績等に基づき算出しています。なお、平成26年度から共同生活介護と一元化されました。</p>		<p>【追加】</p> <p>○自立生活援助の新設（H30～）</p> <p>○地域生活拠点機能の充実</p>																															
<p style="text-align: center;">各年度3月期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 （実績）</th> <th>平成28年度 （実績）</th> <th>平成29年度 （見通し）</th> <th>平成30年度 （計画）</th> <th>平成31年度 （計画）</th> <th>平成32年度 （計画）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同生活援助 （グループホーム）</td> <td>利用者数</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>44</td> <td>45</td> <td>52</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table>					平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （見通し）	平成30年度 （計画）	平成31年度 （計画）	平成32年度 （計画）	共同生活援助 （グループホーム）	利用者数	42	43	44	45	52	53	<p style="text-align: center;">（各年度3月期）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同生活援助</td> <td>利用者数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>41</td> <td>44</td> <td>65</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	共同生活援助	利用者数	2	2	41	44	65
		平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （見通し）	平成30年度 （計画）	平成31年度 （計画）	平成32年度 （計画）																												
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数	42	43	44	45	52	53																												
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																												
共同生活援助	利用者数	2	2	41	44	65	68																												
<p>■施設入所支援</p> <p>在宅での生活が困難で施設に入所している障がい者に対して、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>施設入所者の地域移行をめざしつつ、真にサービスを必要とする障がい者に対してサービス量を確保します。見込量は、国の基本指針に基づき削減しています。</p>		<p>■施設入所支援</p> <p>在宅での生活が困難な施設入所の障がい者に対して、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>施設入所者の地域移行をめざしつつ、真にサービスを必要とする障がい者に対してサービス量を確保します。見込量は、国の基本指針に基づき削減しています。</p>																																	
<p style="text-align: center;">各年度3月期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 （実績）</th> <th>平成28年度 （実績）</th> <th>平成29年度 （見通し）</th> <th>平成30年度 （計画）</th> <th>平成31年度 （計画）</th> <th>平成32年度 （計画）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所支援</td> <td>利用者数</td> <td>67</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>				平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （見通し）	平成30年度 （計画）	平成31年度 （計画）	平成32年度 （計画）	施設入所支援	利用者数	67	70	70	69	69	68	<p style="text-align: center;">（各年度3月期）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所支援</td> <td>利用者数</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>68</td> <td>67</td> <td>66</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	施設入所支援	利用者数	68	68	68	67	66	65
		平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （見通し）	平成30年度 （計画）	平成31年度 （計画）	平成32年度 （計画）																												
施設入所支援	利用者数	67	70	70	69	69	68																												
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																												
施設入所支援	利用者数	68	68	68	67	66	65																												

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																														
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																															
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																															
<p>■福祉ホーム</p> <p>居住の場の確保が困難な障がい者に対し、低額な料金で住居の提供を図ります。また、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実に図ります。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>現在、本市には5年～10年の中期的な入居施設として1か所の福祉ホームがありますが、今後、入居者の共同生活援助（グループホーム）への移行も図りながら、新規の障がい者の受け入れ体制の整備を推進します。見込量は利用実績と事業所のサービス提供体制を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="116 550 922 699"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉ホーム</td> <td>市内施設 利用者数</td> <td>17</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>市外施設 利用者数</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	福祉ホーム	市内施設 利用者数	17	19	19	19	19	19	市外施設 利用者数	2	4	4	4	4	4	<p>■福祉ホーム</p> <p>居住の場の確保が困難な障がい者に対し、低額な料金で住居の提供を図ります。また、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実に図ります。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>現在、本市には5年～10年の中期的な入居施設として1か所の福祉ホームがありますが、今後、入居者の共同生活援助（グループホーム）への移行も図りながら、新規の障がい者の受け入れ体制の整備を推進します。見込量は利用実績と事業所のサービス提供体制を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="958 550 1751 678"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福祉ホーム</td> <td>市内施設 利用者数</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>市外施設 利用者数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	福祉ホーム	市内施設 利用者数	12	14	18	18	19	19	市外施設 利用者数	2	2	2	2	2	2	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																									
福祉ホーム	市内施設 利用者数	17	19	19	19	19	19																																									
	市外施設 利用者数	2	4	4	4	4	4																																									
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																									
福祉ホーム	市内施設 利用者数	12	14	18	18	19	19																																									
	市外施設 利用者数	2	2	2	2	2	2																																									
<p>■自立生活援助</p> <p>障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>平成30年度から新たに提供するサービスです。見込量は福祉施設から地域生活への移行者等を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="116 965 922 1066"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立生活援助</td> <td>利用者数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	自立生活援助	利用者数	-	-	-	0	1	2	<p>■共同生活介護（ケアホーム）</p> <p>障がい者が、地域の住宅等で共同で生活する形態において、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他日常生活上の介護等のサービスを提供します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>法改正により平成26年度から共同生活介護は共同生活援助と一元化されました。</p> <table border="1" data-bbox="958 949 1751 1061"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同生活介護</td> <td>利用者数</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	共同生活介護	利用者数	31	36	-	-	-	-	<p>【新設】</p> <p>○自立生活援助の新設（H30～）</p> <p>【廃止】</p> <p>○ケアホームは共同生活援助に統合</p>														
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																									
自立生活援助	利用者数	-	-	-	0	1	2																																									
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																									
共同生活介護	利用者数	31	36	-	-	-	-																																									
<p>■地域生活支援拠点の機能充実</p> <p>地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、自立した生活に向けた相談、体験機会の提供、緊急時の対応等の機能を備えたものです。本市は平成29年11月に整備しており、今後その機能の充実に努めます。</p>	<p>(新設)</p>	<p>【新設】</p> <p>○地域生活支援拠点機能の充実</p>																																														

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																														
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																															
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																															
(4) 移動サービスの推進	(4) 移動サービスの推進																																															
<p>■移動支援</p> <p>障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービス量の確保に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="116 558 922 710"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移動支援</td> <td>利用時間</td> <td>920</td> <td>950</td> <td>1,067</td> <td>1,136</td> <td>1,206</td> <td>1,276</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>82</td> <td>100</td> <td>107</td> <td>114</td> <td>121</td> <td>128</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	移動支援	利用時間	920	950	1,067	1,136	1,206	1,276	利用者数	82	100	107	114	121	128	<p>■移動支援</p> <p>障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の社会参加や自立支援及び介護者の負担軽減のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスが提供できるよう、事業所の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率に基づき算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="952 558 1758 686"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移動支援</td> <td>利用時間</td> <td>734</td> <td>818</td> <td>928</td> <td>991</td> <td>1,053</td> <td>1,115</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>73</td> <td>88</td> <td>94</td> <td>101</td> <td>107</td> <td>113</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	移動支援	利用時間	734	818	928	991	1,053	1,115	利用者数	73	88	94	101	107	113	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																									
移動支援	利用時間	920	950	1,067	1,136	1,206	1,276																																									
	利用者数	82	100	107	114	121	128																																									
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																									
移動支援	利用時間	734	818	928	991	1,053	1,115																																									
	利用者数	73	88	94	101	107	113																																									
<p>■同行援護</p> <p>視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者が、社会生活上、外出する場合において、代筆や代読等、移動時における視覚的情報の支援や援護、食事や排せつ等、外出時に必要となる援助を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>視覚障がい者の社会参加や自立支援のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は利用実績と伸び率を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="116 1005 922 1157"> <caption>各年度3月期</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">同行援護</td> <td>利用時間</td> <td>292</td> <td>341</td> <td>336</td> <td>364</td> <td>392</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	同行援護	利用時間	292	341	336	364	392	420	利用者数	21	22	24	26	28	30	<p>■同行援護</p> <p>視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者が、社会生活上、外出する場合において、代筆や代読等、移動時における視覚的情報の支援や援護、食事や排泄等、外出時に必要となる援助を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>視覚障がい者の社会参加や自立支援のため、一定の支給基準のもと、必要に応じたサービスを提供できるようサービス量の確保に努めます。見込量は利用実績及び伸び率に基づき算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="952 1005 1758 1133"> <caption>(各年度3月期)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">同行援護</td> <td>利用時間</td> <td>174</td> <td>203</td> <td>216</td> <td>244</td> <td>271</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>利用者数</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	同行援護	利用時間	174	203	216	244	271	298	利用者数	13	14	16	18	20	22	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																									
同行援護	利用時間	292	341	336	364	392	420																																									
	利用者数	21	22	24	26	28	30																																									
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																									
同行援護	利用時間	174	203	216	244	271	298																																									
	利用者数	13	14	16	18	20	22																																									
<p>■障がい者等交通費等助成事業</p> <p>障がい者、難病患者の生活範囲を拡大し、社会参加の促進を図ることを目的として、電車、バス、タクシー乗車券の他、スポーツクラブ入会金や介護用品購入等に使える「生きいきクーポン券」を配布します。</p>	<p>■障がい者等交通費等助成事業</p> <p>障がい者、難病患者の生活範囲を拡大し、外出機会の促進を図ることを目的として、電車、バス、タクシー利用券等を配布します。</p> <p>今後、年々給付対象者が増えていく状況下において、市の財政状況等をかながみ、見直しを検討します。</p>	<p>【充実】</p> <p>○生きいきクーポン券（H29～）</p>																																														

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																																																
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																																																	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																																	
<p>■コミュニティバスの運行と利用支援</p> <p>日頃から外出の機会を持つことは、社会参加や健康維持の観点からも大変意義があり、障がい者の外出支援の一助として、コミュニティバスの利用料金の割引を行っています。今後も、「生駒市地域公共交通総合連携計画」の考え方に沿って運行計画を検討し、利便性向上のための取り組みを進めます。</p>	<p>■コミュニティバスの運行と利用支援</p> <p>日頃から外出の機会を持つことは、社会参加や健康維持の観点からも大変意義があり、障がい者の外出支援の一助として、コミュニティバスの利用料金の割引をおこなっています。今後も、「生駒市地域公共交通総合連携計画」の考え方に沿って運行計画を検討し、利便性向上のための取り組みを進めます。</p>																																																																	
<p>■自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成</p> <p>一般の交通機関の利用が困難な身体障がい者に対して、運転免許取得のための教習費用の助成や、就労等に伴い、所有する自動車の改造に要した費用を助成します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。</p> <table border="1" data-bbox="118 730 913 877"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">各年度実件数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転免許取得</td> <td>利用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>自動車改造費</td> <td>利用件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			各年度実件数								平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	運転免許取得	利用件数	0	0	1	1	1	1	自動車改造費	利用件数	0	1	1	1	1	1	<p>■自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成</p> <p>一般の交通機関の利用が困難な身体障がい者に対して、運転免許取得のための教習費用の助成や、就労等に伴い、所有する自動車の改造に要した費用を助成します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。</p> <table border="1" data-bbox="958 746 1742 874"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">(各年度実件数)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転免許取得</td> <td>利用件数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>自動車改造費</td> <td>利用件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			(各年度実件数)								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	運転免許取得	利用件数	2	0	2	2	2	2	自動車改造費	利用件数	1	0	1	1	1	1	
		各年度実件数																																																																
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																											
運転免許取得	利用件数	0	0	1	1	1	1																																																											
自動車改造費	利用件数	0	1	1	1	1	1																																																											
		(各年度実件数)																																																																
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																											
運転免許取得	利用件数	2	0	2	2	2	2																																																											
自動車改造費	利用件数	1	0	1	1	1	1																																																											

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）		第4期計画								備考																																															
第2部 障がい者福祉計画		第2部 障がい者福祉計画																																																							
第2章 地域生活のための総合的な支援体制		第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																							
(5) 福祉用具の給付等		(5) 福祉用具の給付等																																																							
<p>■補装具費の支給</p> <p>身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・貸与・修理にかかる費用を助成します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者が日常生活を送るうえで必要なサービスであるため、速やかに適正な給付を行います。見込量は利用実績を勘案して算出しています。</p>		<p>■補装具費の支給</p> <p>身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・修理にかかる費用を助成します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者が日常生活を送るうえで必要なサービスであるため、速やかに適正な給付を行います。見込量は利用実績に基づき算出しています。</p>								<p>【充実】</p> <p>○H30～支給範囲の拡大（貸与）</p>																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">各年度案件数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補装具費の支給</td> <td>利用件数</td> <td>203</td> <td>213</td> <td>213</td> <td>214</td> <td>215</td> <td>216</td> </tr> </tbody> </table>				各年度案件数									平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	補装具費の支給	利用件数	203	213	213	214	215	216	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">（各年度案件数）</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補装具費</td> <td>利用件数</td> <td>210</td> <td>202</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>										（各年度案件数）								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	補装具費	利用件数	210	202	210	210	210
		各年度案件数																																																							
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																		
補装具費の支給	利用件数	203	213	213	214	215	216																																																		
		（各年度案件数）																																																							
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																		
補装具費	利用件数	210	202	210	210	210	210																																																		
<p>■日常生活用具の給付</p> <p>在宅の、主に重度身体障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット等、障がいの種類や程度、必要性に応じた用具を給付します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。</p>		<p>■日常生活用具の給付</p> <p>在宅の、主に重度身体障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット等、障がいの種類や程度、必要性に応じた用具を給付します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努めます。見込量は利用実績及び伸び率に基づき算出しています。</p>																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">各年度案件数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常生活用具の給付</td> <td>利用件数</td> <td>1,863</td> <td>1,955</td> <td>2,035</td> <td>2,115</td> <td>2,195</td> <td>2,275</td> </tr> </tbody> </table>				各年度案件数								平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	日常生活用具の給付	利用件数	1,863	1,955	2,035	2,115	2,195	2,275	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">（各年度案件数）</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常生活用具</td> <td>利用件数</td> <td>1,634</td> <td>1,673</td> <td>1,851</td> <td>2,029</td> <td>2,207</td> <td>2,385</td> </tr> </tbody> </table>										（各年度案件数）								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	日常生活用具	利用件数	1,634	1,673	1,851	2,029	2,207	2,385
		各年度案件数																																																							
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																		
日常生活用具の給付	利用件数	1,863	1,955	2,035	2,115	2,195	2,275																																																		
		（各年度案件数）																																																							
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																		
日常生活用具	利用件数	1,634	1,673	1,851	2,029	2,207	2,385																																																		
<p>■小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業</p> <p>在宅で療養している小児慢性特定疾患の患者に対して、日常生活で必要に応じた用具を給付します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努めます。見込量は利用実績を勘案して算出しています。</p>		<p>■小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業</p> <p>在宅で療養している小児慢性特定疾患の患者に対して、日常生活で必要に応じた用具を給付します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>在宅生活支援の観点から、障がい者の生活実態に合わせて、速やかな適正給付に努めます。見込量は利用実績に基づき算出しています。</p>																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">各年度案件数</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小児慢性特定疾患日常生活用具給付</td> <td>利用件数</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				各年度案件数								平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	小児慢性特定疾患日常生活用具給付	利用件数	0	3	3	4	4	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">（各年度案件数）</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日常生活用具</td> <td>利用件数</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>										（各年度案件数）								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	日常生活用具	利用件数	—	1	2	2	2	2
		各年度案件数																																																							
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																																		
小児慢性特定疾患日常生活用具給付	利用件数	0	3	3	4	4	5																																																		
		（各年度案件数）																																																							
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																																		
日常生活用具	利用件数	—	1	2	2	2	2																																																		

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																																
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																																	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																	
<p>■難聴児補聴器購入費助成事業</p> <p>身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。</p> <table border="1" data-bbox="118 491 909 598"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">各年度案件数</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>難聴児補聴器</td> <td>利用件数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>			各年度案件数								平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	難聴児補聴器	利用件数	2	1	2	2	2	2	<p>■難聴児補聴器購入費助成事業</p> <p>身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>サービスの特性上、対象者が限られ実績は少ないですが、今後必要となる場合には適切なサービス提供を行います。</p> <table border="1" data-bbox="952 499 1749 592"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">(各年度案件数)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>難聴児補聴器</td> <td>利用件数</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>			(各年度案件数)								平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	難聴児補聴器	利用件数	—	1	3	3	4	4	
		各年度案件数																																																
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																											
難聴児補聴器	利用件数	2	1	2	2	2	2																																											
		(各年度案件数)																																																
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																											
難聴児補聴器	利用件数	—	1	3	3	4	4																																											
<p>■車いす等の貸与</p> <p>疾病や事故等で一時的に車いすが必要になった場合、市役所や福祉センターにおいて、一定期間、車いすの貸し出しを行います。</p>	<p>■車いす等の貸与</p> <p>疾病や事故等で一時的に車いすが必要になった場合、市役所や福祉センターにおいて、一定期間、車いすの貸し出しを行います。</p>																																																	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(6) 経済的支援	(6) 経済的支援	
<p>■各種福祉手当の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 <p>父（母）と生計を同じくしていない児童を養育している母（父）、あるいは父母に代わって養育している人に、一定の条件のもとで児童扶養手当を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当の支給 <p>精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父母、あるいは父母に代わって養育している人に、一定の条件のもとで特別児童扶養手当を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金の支給 <p>国民年金の加入者等が、病気やけがにより障がいと認定された場合に、一定の条件のもとで障がいの程度に応じた障害基礎年金を支給します。</p>	<p>■各種福祉手当の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 <p>父（母）親と生計を同じくしていない、又は父（母）親に重度の障がいがある場合、児童の母（父）親又は母（父）親に代わって養育している者に、一定の所得制限のうえ、児童扶養手当を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当の支給 <p>精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父親もしくは母親、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に、特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金の支給 <p>障がいの原因となった病気やけがの初診日（障がいの原因のある疾病で初めて医師にかかった日）において、20歳前の障がい又は国民年金の被保険者期間中（20～60歳未満）もしくは国民年金の被保険者であった60～65歳未満の人に、その障がいの程度（国民年金法による障害等級）により支給し、18歳までの子（国民年金法による1・2級の障がいのある子は20歳未満）を扶養しているときは加算額を加えます。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当の支給 <p>著しい重度の重複障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当の支給 <p>重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当の支給 <p>著しい重度の重複障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給し、その障がいによって生ずる経済的な負担の軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当の支給 <p>重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給し、その障がいによって生じる経済的な負担の軽減を図ります。</p>	
<p>■税の減免や助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税・軽自動車税の減免 <p>一定以上の障がい等級に該当する障がい者が所有する自動車等について、本人または家族が運転する場合等、一定の条件のもとで自動車税等の減免を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の軽減 <p>障がい者が居住する既存住宅において、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の軽減を行います。</p>	<p>■各種助成制度や利用料の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税・軽自動車税の減免 <p>一定以上の障がい等級に該当する障がい者で、障がい者本人が所有する自動車等について、本人又は生計を一にする人が運転する場合に、自動車税等の減免を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の軽減 <p>障がい者が居住する既存住宅において、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の軽減を行います。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(7) 窓口・情報提供の充実	(7) 窓口・情報提供の充実	
<p>■障がい者に配慮した対応</p> <p>障がい者が来庁したときに、手続きや相談等の用件をスムーズにすませられるよう庁舎内の環境を整備するとともに、窓口においては障がい者に配慮した対応に努めます。</p>	<p>■障がい者に配慮した対応</p> <p>障がい者が来庁したときに、手続きや相談等の用件をスムーズにすませられるよう庁舎内の環境を整備するとともに、窓口においては障がい者に配慮した対応に努めます。</p>	
<p>■広報紙やホームページ等による情報提供の充実</p> <p>広報紙やホームページ、その他各種パンフレット等により、市政に関するわかりやすい情報提供に努めます。</p> <p>また、視覚障がい者のため、市政情報を音声版にした声の広報や点字で作成した点字広報を希望者に配布するほか、<u>声の広報を市ホームページで配信します。</u></p>	<p>■広報紙やホームページ等による情報提供の充実</p> <p>広報紙やホームページ、その他各種パンフレット等により、市政に関するわかりやすい情報提供に努めます。</p> <p>また、視覚障がい者を対象に、市政情報を録音した声の広報や点字で作成した点字広報を希望者に配布するとともに、市政広報番組「ラブリータウンいこま」において手話通訳を実施します。</p>	<p>【追加】</p> <p>○声の広報をホームページで配信（H27～）</p>
<p>■障がい福祉サービスの冊子等の作成・配布</p> <p>障がい者の福祉サービスに関する情報をわかりやすく紹介した冊子「あゆみ」を作成・配布します。<u>また平成28年からは冊子の点訳・音訳にも取り組んでおり、今後情報の電子化を図ります。</u></p>	<p>■障がい福祉サービスの冊子等の作成・配布</p> <p>障がい者の福祉サービスに関する情報をわかりやすく紹介した冊子を作成・配布します。</p>	<p>【追加】</p> <p>○声のあゆみ、あゆみ点字版の作成（H28～）</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																																
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																																	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																	
(8) 意思疎通支援事業等の充実	(8) 意思疎通支援事業等の充実																																																	
<p>■手話通訳者・要約筆記者等の確保</p> <p>聴覚障がい者の日常生活を円滑にするため、また、中途失聴者、難聴者等が社会生活上必要な会合等に出席する場合等に、円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行っています。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込み】</p> <p>手話通訳者、要約筆記者等の確保や技術向上に向け、奉仕員養成研修等を充実するほか、派遣制度を広く周知し、制度の適切な運用に努めます。また、市主催の講演会等の行事には、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。見込みは利用実績と、今後のニーズ拡大を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="114 624 913 775"> <caption>各年度案件数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話通訳者の派遣</td> <td>利用件数</td> <td>219</td> <td>285</td> <td>302</td> <td>319</td> <td>336</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者の派遣</td> <td>利用件数</td> <td>42</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	手話通訳者の派遣	利用件数	219	285	302	319	336	353	要約筆記者の派遣	利用件数	42	39	39	39	39	39	<p>■手話通訳者・要約筆記奉仕員等の養成・確保</p> <p>聴覚障がい者の日常生活やコミュニケーションを円滑にするため、また、中途失聴者、難聴者等が社会生活上必要な会合等に出席する場合等に、円滑な意思の疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行っています。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込み】</p> <p>手話通訳者、要約筆記奉仕員等の確保や技術向上に向け、奉仕員養成研修等を充実するほか、派遣制度を広く周知し、制度の適切な運用に努めます。また、市主催の講演会等の行事には、手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行います。見込みは利用実績と、今後のニーズ拡大を勘案して算出しています。</p> <table border="1" data-bbox="952 635 1751 754"> <caption>(各年度案件数)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話通訳</td> <td>利用件数</td> <td>216</td> <td>197</td> <td>216</td> <td>216</td> <td>216</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>要約筆記</td> <td>利用件数</td> <td>39</td> <td>42</td> <td>45</td> <td>48</td> <td>51</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	手話通訳	利用件数	216	197	216	216	216	216	要約筆記	利用件数	39	42	45	48	51	54	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																											
手話通訳者の派遣	利用件数	219	285	302	319	336	353																																											
要約筆記者の派遣	利用件数	42	39	39	39	39	39																																											
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																											
手話通訳	利用件数	216	197	216	216	216	216																																											
要約筆記	利用件数	39	42	45	48	51	54																																											
(9) その他のサービス	(9) その他のサービス																																																	
<p>■緊急通報システム事業</p> <p>一人暮らしの身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し（500円/月）、急病等の緊急時には、地域の協力員の支援や救急車の出動を要請するなど、迅速かつ適切な対応を図るものです。</p>	<p>■緊急通報システム事業</p> <p>一人暮らしの身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し、急病等の緊急時には、あらかじめ組織された地域支援体制によって、迅速かつ適切な対応を図るものです。</p>																																																	
<p>■FAX119事業・Web119事業</p> <p>聴覚や音声機能等に障がい有する者が、火災や急病等の緊急事態発生時にFAXやWebで消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図るものです。</p>	<p>■ファクス119番事業</p> <p>聴覚や音声機能等に障がい有する者が、火災や急病等の緊急事態発生時にFAXで消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切な対応を図るものです。</p>	<p>【追加】 ○Web119（H28～）</p>																																																
<p>■緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業</p> <p>聴覚障がい者の急病や事故等緊急時にFAX119やWeb119による要請を受けて手話通訳者を派遣し、緊急時におけるコミュニケーションの円滑化を図るものです。</p>	<p>(新設)</p>	<p>【新設】 ○緊急時に対応した手話通訳者の派遣（H27～）</p>																																																
<p>■身体障害者補助犬の貸与（県事業）</p> <p>重度の視覚障がい者、聴覚障がい者や肢体不自由者に対して、身体障害者補助犬を貸与することにより、就労等社会参加活動を支援します。</p>	<p>■盲導犬及び介助犬の貸与（県事業）</p> <p>重度の視覚障がい者や肢体不自由者に対して、盲導犬、介助犬を貸与することにより、就労等社会参加活動を支援します。</p>																																																	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
<p>■中途失明者等生活訓練事業（県事業）</p> <p>重度の視覚障がい者で自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を行います。</p>	<p>■中途失明者等生活訓練事業（県事業）</p> <p>重度の視覚障がい者で自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を行います。</p>	
<p>（削除）</p>	<p>■位置情報提供システム事業</p> <p>徘徊の症状のある知的障がい者を対象に、GPS（位置情報システム）を用いた位置検索専用端末機を貸与し、行方不明時に家族等に対して位置情報を提供します。</p>	<p>【削除】</p> <p>○位置情報提供システム事業廃止により削除</p>
<p>■ごみ収集福祉サービス「まごころ収集事業」</p> <p>ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、自宅の玄関までゴミの収集にうかがう、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市内全域で行います。</p>	<p>■ごみ収集福祉サービス「まごころ収集事業」</p> <p>ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、自宅の玄関までゴミの収集にうかがう、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市内全域で行います。</p>	
2 相談支援の充実	2 相談支援の充実	
<p>本市においては、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護などに関する相談支援を行っています。さらに、発達が気になる幼児や児童を対象とした生活支援センターを個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。相談件数は年々増加しており、今後、生活支援センターの役割はますます高まるものと考えられます。</p> <p>障がい者が地域で自立して生活するためには、自分に合ったより良いサービスを自ら選択できるよう、障がい者および障がい者を支える家族への相談支援体制の充実が必要です。また、多様な障がい者への円滑な福祉サービス提供体制づくりに向け、福祉サービス事業者向けの支援を行います。</p> <p>さらに、知的障がい者、精神障がい者等に対する成年後見制度の活用や、障がい者の虐待防止、養護者に対する支援等の様々な相談にも取り組んでいきます。</p>	<p>本市においては、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護などに関する相談支援を行っています。さらに、発達が気になる幼児や学齢児童を対象とした生活支援センターを個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。相談件数は年々増加しており、今後、生活支援センターの役割はますます高まるものと考えられます。</p> <p>障がい者が地域で自立して生活するためには、自らサービスを選択し、自分に合った、より良いサービスを受けることができるよう、障がい者の生活全般にかかる相談支援体制とともに、障がい者を支える家族への相談支援体制の充実も必要です。また、知的障がい者、精神障がい者等に対する成年後見制度の活用の相談や、障がい者の虐待防止、養護者に対する支援等に関する相談にも取り組んでいきます。</p>	<p>【追加】</p> <p>○強度行動障がい者相談支援事業（H27～）</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																																
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																																	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																																	
(1) 相談窓口の充実	(1) 相談窓口の充実																																																	
<p>■相談支援事業</p> <p>障がい者に対して、障がい種別やその人の特性に合ったサービスの情報提供および本人や家族に対する適切な指導・助言を行うため、専門的な相談員を設置するとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。</p>	<p>■相談支援事業の充実</p> <p>障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。</p>																																																	
<p>■計画相談支援・児童相談支援</p> <p>障害福祉サービス、障害児通所サービス又は地域相談支援を利用する障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案又は児童支援利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>全ての対象者に提供できるよう、指定特定相談支援事業者および支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="120 790 913 941"> <caption>各年度月平均件数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画相談支援</td> <td>利用件数</td> <td>93</td> <td>94</td> <td>99</td> <td>104</td> <td>109</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>児童相談支援</td> <td>利用件数</td> <td>76</td> <td>89</td> <td>96</td> <td>103</td> <td>110</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	計画相談支援	利用件数	93	94	99	104	109	114	児童相談支援	利用件数	76	89	96	103	110	117	<p>■計画相談支援・児童相談支援</p> <p>障害福祉サービス、障害児通所サービス又は地域相談支援を利用する障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案又は児童支援利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>平成27年度から支給決定する全ての対象者に提供できるよう、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。また、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="958 821 1751 933"> <caption>(各年度月平均件数)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画相談支援</td> <td>利用件数</td> <td>0</td> <td>53</td> <td>112</td> <td>117</td> <td>130</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>児童相談支援</td> <td>利用件数</td> <td>0</td> <td>55</td> <td>66</td> <td>70</td> <td>74</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計画相談支援	利用件数	0	53	112	117	130	135	児童相談支援	利用件数	0	55	66	70	74	77	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																											
計画相談支援	利用件数	93	94	99	104	109	114																																											
児童相談支援	利用件数	76	89	96	103	110	117																																											
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																											
計画相談支援	利用件数	0	53	112	117	130	135																																											
児童相談支援	利用件数	0	55	66	70	74	77																																											
<p>■地域移行支援</p> <p>障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者及び刑事施設等に収容されている障がい者に対して、住居の確保やその他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の地域移行に向け、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="120 1228 913 1332"> <caption>各年度月平均件数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域移行支援</td> <td>利用件数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	地域移行支援	利用件数	1	0	1	1	1	1	<p>■地域移行支援</p> <p>障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者及び刑事施設等に収容されている障がい者に対して、住居の確保やその他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>このサービスは平成24年度から新設されるサービスで、障がい者の地域移行に向け、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="958 1228 1751 1340"> <caption>(各年度月平均件数)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域移行支援</td> <td>利用件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	地域移行支援	利用件数	0	1	1	2	2	3																	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																																											
地域移行支援	利用件数	1	0	1	1	1	1																																											
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																																											
地域移行支援	利用件数	0	1	1	2	2	3																																											

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考																																
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画																																	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制																																	
<p>■地域定着支援</p> <p>施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の地域移行及びひとり暮らしの障がい者の生活支援のため、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="120 533 916 639"> <caption>各年度月平均件数</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成27年度 (実績)</th> <th>平成28年度 (実績)</th> <th>平成29年度 (見通し)</th> <th>平成30年度 (計画)</th> <th>平成31年度 (計画)</th> <th>平成32年度 (計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域定着支援</td> <td>利用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>			平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)	地域定着支援	利用件数	0	0	1	1	1	1	<p>■地域定着支援</p> <p>施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。</p> <p>【実績・今後の方向性と見込量】</p> <p>障がい者の地域移行及び一人暮らしの障がい者の生活支援のため、支援の担い手となる相談支援専門員の量的、質的確保に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="952 533 1747 639"> <caption>(各年度月平均件数)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域定着支援</td> <td>利用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	地域定着支援	利用件数	0	0	1	1	2	3	
		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見通し)	平成30年度 (計画)	平成31年度 (計画)	平成32年度 (計画)																											
地域定着支援	利用件数	0	0	1	1	1	1																											
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度																											
地域定着支援	利用件数	0	0	1	1	2	3																											
<p>■身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進</p> <p>身体・知的障がい者相談員を設置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図ります。</p>	<p>■身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進</p> <p>身体・知的障がい者相談員を設置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図ります。</p>																																	
<p>■強度行動障がい者相談支援事業</p> <p>特別な配慮を必要とする強度行動障がい者への円滑な福祉サービスの提供をめざし、事業者に対して専門家による指導・研修、相談等の支援を実施します。</p>	<p>(新設)</p>	<p>【新設】</p> <p>○強度行動障がい者相談支援事業 (H27～)</p>																																
<p>(2) 自立支援協議会の機能の充実</p> <p>障がい者の地域での生活を支援するため、障がい者の福祉、医療、教育、雇用に携わる関係者・関係機関、障がい者およびその家族団体の相互の連携により、地域の課題について情報を共有し、その解決のための支援体制の整備等について協議します。</p> <p>特に、地域のネットワーク構築に向けた協議に関すること、地域社会資源の開発及び改善に関すること、障がい者福祉計画の運営評価に関すること、相談支援事業者の運営評価に関すること、困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること、障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関すること等を中心に協議し課題解決に努めます。</p> <p>自立支援協議会は相談支援事業との連携のもと、生活支援センター職員で構成する担当者会と専門的な活動を実施する専門部会等を設置し、地域の課題解決に向けたきめ細かな取り組みに努めます。</p>	<p>(2) 自立支援協議会の機能の充実</p> <p>障がい者の地域での生活を支援するため、関係機関、関係団体、障がい者及びその家族並びに障がい者の福祉、医療、教育、雇用関係者の相互の連携により、地域の課題について情報を共有し、課題解決のための支援体制の整備等について協議します。</p> <p>特に、地域のネットワーク構築に向けた協議に関すること、地域社会資源の開発及び改善に関すること、障がい者福祉計画の運営評価に関すること、相談支援事業者の運営評価に関すること、困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること、障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関すること等を中心に協議し課題解決に努めます。</p> <p>自立支援協議会は相談支援事業との連携のもと、生活支援センター職員で構成する担当者会と専門的な活動を実施する専門部会等も設置し、地域の課題解決に向けたきめ細かな取り組みに努めます。</p>																																	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
3 生活環境の充実	3 生活環境の充実	
<p>誰もが安心・安全に暮らせるまちをめざすため、住まいや公共施設、道路等についてユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した整備改修を進めます。</p> <p>また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。</p>	<p>誰もが安心・安全に暮らせるまちをめざすため、住まいや公共施設、道路等についてユニバーサルデザイン化を進めるとともにバリアフリーの整備改修を進めます。</p> <p>また、災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組みます。</p>	
(1) 人にやさしい施設の整備	(1) 人にやさしい施設の整備	
<p>■公共施設の整備</p> <p>障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性に配慮した改修等に取り組みます。</p>	<p>■公共施設の整備</p> <p>障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性に配慮した改修等に取り組みます。</p>	
<p>■道路や歩道の整備</p> <p>誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等、歩道のバリアフリー化を進めます。</p>	<p>■道路や歩道の整備</p> <p>誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等、歩道のバリアフリー化を進めます。</p>	
<p>■障がい者対応トイレの設置（オストメイト対応など）</p> <p>公共施設の新設及び改修にあたっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮した設備の設置に努めるとともに、それらを「生駒おでかけトイレマップ」として紹介しています。</p>	<p>■障がい者対応トイレの設置（オストメイト対応など）</p> <p>公共施設の新設にあたっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮した設備の設置に努めます。</p>	<p>【追加】</p> <p>○生駒おでかけトイレマップ作成（H28）</p>
(2) 住まいの充実	(2) 住まいの充実	
<p>■住宅改修費の支給</p> <p>身体障がい者に対して、一定の条件のもと、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に要する経費を助成します。</p>	<p>■住宅改修費の支給</p> <p>「障害者総合支援法」の障害福祉サービスに基づく事業で、一定条件に該当する身体障がい者に対して、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に要する経費を助成します。</p>	
<p>■市営住宅のバリアフリー化の推進</p> <p>障がい者の快適な住まいを確保するため、既存施設のバリアフリー化に努めます。</p>	<p>■市営住宅のバリアフリー化の推進</p> <p>障がい者の快適な住まいを確保するため、既存施設には、バリアフリー化に努めます。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第2章 地域生活のための総合的な支援体制	第2章 地域生活のための総合的な支援体制	
(3) 障がい者への防災対策の充実	(3) 障がい者への防災対策の充実	
<p>■災害時要援護者の把握及び避難体制整備の推進</p> <p>障がい者や難病患者等の安全確保のため、要援護者を把握するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。</p> <p>また、いざという時に備え、要援護者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向けた支援を行います。</p>	<p>■災害時要援護者の把握及び支援体制の推進</p> <p>障がい者や難病患者等の安全確保のため、要援護者を把握するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。</p> <p>また、いざという時に備え、要援護者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向けた支援を行います。</p>	
<p>■避難所における障がい者への配慮</p> <p>各避難所において、介護・介助の必要な避難者を、避難者名簿を基に早急に把握します。</p> <p>避難された障がい者に対し、専用スペースや専用トイレなどの設置に努め、できる限り細やかに聞き取り調査を実施し、ニーズの把握に努めます。</p> <p>また、障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される場合には、福祉避難所等での対応に努めます。</p>	<p>■避難所における障がい者への配慮</p> <p>一般の避難所での生活が困難な障がい者に対して、福祉避難所での対応に努めます。</p>	
<p>■医療や介護サービスの確保</p> <p>本市では、災害時における医療救護の万全を期すため、生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定書」を締結しており、また、市立病院においては、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えています。</p> <p>また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けられるよう、事業所等の協力のもと、介護サービス確保のための体制整備に努めます。</p>	<p>■医療や介護サービスの確保</p> <p>本市では、災害時における医療救護の万全を期すため、生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定書」を締結しており、また、市立病院においては、傷病者の受け入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等の備蓄をすすめます。</p> <p>また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けられるよう、事業所等の協力のもと、介護サービス確保のための体制整備に努めます。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
事業推進の考え方	事業推進の考え方	
<p>障がいのある人となない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、すべての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。平成28年4月に「<u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）</u>」および「<u>奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例</u>」が施行される中、本市においてはあらゆる場面での障がい者に対する差別的取り扱いの禁止や社会的障壁等の「<u>障がい</u>を理由とする差別」解消に向けて取り組んでいます。</p> <p>今後も、地域をはじめ家庭、学校、職場等の様々な場で、障がいに関する学習や障がい者との交流等を通じ、障がいや障がい者についての理解を深める取り組みを進めるとともに、<u>あいサポート運動の推進やヘルプカードの普及を図り</u>、障がい者への配慮や手助けが自然なこととなる環境づくりを促進します。</p> <p>また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、障がい者理解に向けた取り組みと一体のものとして、権利擁護に対する取り組みを推進します。</p>	<p>障がいのある人となない人とがお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、すべての市民が障がいに対する理解を深めることが重要です。障がい者の社会参加が進んできたことなどによって、日常的な交流を通じた理解が広がってきてはいるものの、精神障がい、知的障がい、発達障がい、難病等、目に見えない障がいに対しては、その特性や必要な配慮等について、まだまだ理解が得られていないのが現状です。</p> <p>今後においては、これらの障がいを含むすべての障がいに対して、地域をはじめ、家庭、学校、職場等の様々な場で、学習や障がい者との交流等を通じ、障がいや障がい者についての理解を深める取り組みとともに、障がい者へのちょっとした配慮や手助けができるよう普及・啓発に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、障がい者理解に向けた取り組みと一体のものとして、権利擁護に対する取り組みを推進します。</p>	<p>【追加】</p> <p>○障害者差別解消法、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の施行（H28～）</p> <p>○アイサポート運動、ヘルプカードの普及（H27～）</p>
1 啓発・交流による障がい者理解	1 交流・啓発による障がい者理解	
<p>共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障害者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。</p> <p>さらに、障がい者に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている様々なボランティア活動や当事者活動など、市民自らができることとして、共助の担い手となる地域福祉活動に取り組める体制を整備していきます。</p>	<p>共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障害者週間」等のイベントや様々な機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進します。</p> <p>さらに、障がい者に対してきめ細かな支援を行うため、地域で主体的に行われている様々なボランティア活動や当事者活動など、市民自らができることとして、共助の担い手となる地域福祉活動に取り組める体制を整備していきます。</p>	
(1) 啓発・広報活動の推進	(1) 啓発・広報活動の推進	
<p>■広報紙やホームページ等による情報提供の充実</p> <p>障がい者理解に向けた記事の掲載など、より多くの市民に障がい者への理解が得られるよう、広報紙による啓発活動をさらに充実させます。</p>	<p>■広報紙などによる啓発活動の推進</p> <p>障がい者理解に向けた記事の掲載など、より多くの市民に障がい者への理解が得られるよう、広報紙による啓発活動をさらに充実します。</p>	
<p>■「障害者週間」キャンペーン</p> <p>12月3日から12月9日までの「障害者週間」において、市民の障がい者福祉についての関心や理解を深め、障がい者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、街頭啓発や講演会等を行います。</p>	<p>■「障害者週間」キャンペーン</p> <p>12月3日から12月9日までの「障害者週間」において、市民の障がい者福祉についての関心や理解を深め、障がい者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、街頭啓発や講演会等を行います。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
<p>■擬似体験講座の実施</p> <p>車いすやアイマスクを着用しての歩行など、体の動きや機能が制限された状態を体感することにより、普段気づかないバリアについてさまざまな角度から考えることができるよう、今後も継続的に実施していきます。</p>	<p>■擬似体験講座の実施</p> <p>車いすやアイマスクを着用しての歩行など、体の動きや機能が制限された状態を体感することにより、普段気づかないバリアについてさまざまな角度から考えることができるよう、今後も継続的に実施していきます。</p>	
<p>■「障がい」に対する理解を深める講演会・研修会の開催</p> <p>障がい者を正しく理解し、障がい者も共に地域の住民として助け合って生活できるように、自立支援協議会や生活支援センター等との連携において、障がいに対する理解を深める講演会や研修会等を開催します。</p>	<p>■「障がい」の理解に関する講演会・研修会の開催</p> <p>障がい者を正しく理解し、障がい者も共に地域の住民として助け合って生活できるように、自立支援協議会や生活支援センター等との連携において、障がいに関する講演会や研修会等を開催します。</p>	
<p>■情報伝達のバリアフリー</p> <p>聴覚や視覚に障がいを抱える人の情報のバリアをなくすため、市の広報紙においては、点訳や音訳を行います。また、イベント等の場においては、障がいに応じた配慮に努めます。</p>	<p>■情報伝達のバリアフリー</p> <p>聴覚や視覚に障がいを抱える人の情報のバリアをなくすため、市の広報紙においては、点訳や音訳、また、イベント等の場においては、障がいに応じた配慮に努めます。</p>	
<p>・手話通訳者・要約筆記者の派遣</p> <p>講演会や各種イベント等において、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。</p> <p>・奉仕員等養成研修事業</p> <p>手話通訳、要約筆記、点訳や音訳等、種々の社会参加活動における支援者の養成を図ります。</p>	<p>・手話通訳者・要約筆記者の派遣</p> <p>講演会や各種イベント等において、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。</p> <p>・奉仕員等養成研修事業</p> <p>手話通訳や要約筆記等、種々の社会参加活動における支援者の養成を図ります。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
(2) 交流・ふれ合いの促進	(2) 交流・ふれ合いの促進	
<p>■障がいのある人とない人がふれ合うイベントの開催</p> <p>「ユニバーサルキャンプin生駒」等のイベントを開催し、障がいのある人とない人がともにふれ合い、多様性や思いやりを学ぶ場づくりに努めます。</p>	<p>■市全域を対象としたつどいの開催</p> <p>市民一人ひとりが健康で生きがいを持って過ごすことができる地域の推進を目的として、市民の健康と意識の高揚を図ります。</p>	<p>【追加】</p> <p>○ユニバーサルキャンプin生駒 (H27～)</p>
<p>■福祉センター事業</p> <p>福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がいのある人とない人との交流の場を提供するとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進します。</p>	<p>■福祉センター事業</p> <p>福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がい者と健常者の交流の場を提供するとともに、障がい者の自立及び社会参加を促進します。</p>	
<p>■障がい者関係団体の活動支援</p> <p>障がい者関係団体が啓発・文化活動等を行う際に、その活動について支援します。</p>	<p>■障がい者関係団体の活動支援</p> <p>障がい者関係団体が啓発・文化活動等を行う際に、その活動について支援します。</p>	
(3) 障がい者理解に向けた取り組みの強化	(3) 障がい者理解に向けた取り組みの強化	
<p>■学校における取り組み</p> <p>道徳や総合的な学習の中で障がいに対する理解を深め、その人が持っている障がいを含めて個性としてとらえる心を育む取り組みを行います。</p> <p>障がいのある子どもとない子どもとの交流活動等を通して、思いやりや助け合い等、子どもの頃から自然に共生の心を育むことができる取り組みを推進します。</p>	<p>■学校における取り組み</p> <p>障がいのある子どもとない子どもとの交流活動等を通して、思いやりや助け合い等、子どもの頃から自然に共生の心を育むことができる取り組みを推進します。</p>	
<p>■地域における取り組み</p> <p>共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、支援者をまじえた講演会等、障がい者への理解に向けた取り組みを推進します。</p>	<p>■地域における取り組み</p> <p>共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、支援者をまじえた講演会等、障がい者への理解に向けた取り組みを推進します。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
<p>■市職員に対する研修等の充実</p> <p>「生駒市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、市職員が、障がい者に対する理解を深め、差別について正しい認識を持ち、適切な配慮ができるよう、障がい者や障がい特性をテーマとした研修を実施します。</p> <p>また、生駒市役所で障がい者の職場体験受け入れ事業を行い、職員が障がいについて理解を深める機会を増やします。</p>	<p>■市職員に対する研修等の充実</p> <p>市の職員として、障がいを正しく認識し、障がい者に対する理解を深めるため、障がい者や障がい特性をテーマとした研修の強化に努めます。</p> <p>また、生駒市役所で障がい者の職場体験受け入れ事業を行い、職員が障がいについて理解を深める機会を増やします。</p>	<p>【追加】</p> <p>○「生駒市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」</p>
<p>■企業等への働きかけ</p> <p>企業等に対して障がい福祉に関する出前講座を実施するなど、障がいについての理解を深め、障がい者雇用の推進に向けた取り組みに努めます。</p>	<p>■企業等への働きかけ</p> <p>企業等に対して障がい福祉に関する出前講座を実施するなど、障がいについての理解を深め、障がい者雇用の推進に向けた取り組みに努めます。</p>	
<p>■あいサポート運動の推進</p> <p>障がい者の特性や必要な配慮などを理解し、日常における困りごとを手助けできる「あいサポート運動」を推進します。「あいサポーター養成講座」の受講者には支援の意思を表示する「あいサポートバッジ」を配布しています。</p>	<p>■あいサポート運動の取り組み</p> <p>障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会をめざし、障がい者の特性や困っていること・必要な配慮などを理解して、日常生活においてちょっとした手助けができることを目的として、研修会の開催や「あいサポーター」の養成など「あいサポート運動」の取り組みをすすめます。</p>	
<p>■ヘルプカードの普及</p> <p>「ヘルプカード」は、困りごとや緊急時の連絡先を自分では伝えられない障がい者が、予めカードに必要事項を記載し普段から身に着けておくことで、緊急時に助けを求めやすくするものです。今後さらに「ヘルプカード」の認知度を高める必要があり、効果的な普及啓発に努めます。</p>	<p>（新設）</p>	<p>【新設】</p> <p>○ヘルプカードの普及（H27～）</p>
<p>（4）ボランティア活動の推進</p>	<p>（4）ボランティア活動の推進</p>	
<p>■ボランティアの育成および活動のコーディネート</p> <p>手話、点訳、要約筆記等のボランティア講座やセミナーを開催し、障がい者を支援するボランティアの育成および活動のコーディネートに努めます。</p>	<p>■ボランティアの育成</p> <p>手話、点訳、要約筆記等のボランティア講座やセミナーを開催し、障がい者を支援するボランティアの育成に努めます。</p>	
<p>（削除）</p>	<p>■ボランティア活動のコーディネート</p> <p>市民活動推進センターららポートにおいて、ボランティア活動を希望する人に、希望する活動のコーディネートを行います。</p>	<p>【統合】</p> <p>○ボランティアの育成とコーディネート統合</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
2 権利擁護に対する支援	2 権利擁護に対する支援	
<p>障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援センターの機能充実に努めます。特に、知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、日常生活における契約行為や財産の管理等を行う成年後見制度について広報紙やホームページ、講演会等を通じて幅広く周知し、利用促進を図ります。</p> <p>また、障害者虐待防止センターにおいて、障がい者に対する虐待の未然防止および万一の発生時には早期対応を図ります。</p>	<p>平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、障がい者虐待に関する相談や通報の窓口として、障害者虐待防止センターを設置し、虐待事案が発生した場合には、市と関係機関が連携して早期対応を図ります。</p> <p>また、知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、日常生活における契約行為や財産の管理等を行う成年後見制度について広報紙やホームページ、講演会等を通じて幅広く周知を図り、利用促進するとともに、制度の活用の体制整備のほか、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる窓口の充実、また虐待防止に向けた取り組みなど、障がい者の権利擁護事業を強化します。</p> <p>さらに、平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が成立しました。この法律では、行政機関や事業者による障がい者に対する『差別的取り扱い』を禁止し、『社会的障壁の除去』を実施するための合理的配慮をおこなうこととされています。平成28年度の施行に向けて、国の動向などを踏まえ、障がい者の差別を解消するための支援措置の取り組みに努めます。</p>	
(1) 権利擁護の推進	(1) 権利擁護の推進	
<p>■権利擁護支援センターによる支援</p> <p>知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を続けられるよう支援するとともに、成年後見制度等に関する相談や利用支援を行います。また、権利擁護・成年後見制度に関するセミナーを開催し、普及・啓発に努めます。</p>	<p>(新設)</p>	<p>【新設】</p> <p>○権利擁護支援センターの設置 (H27～)</p>
<p>■福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）</p> <p>判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、福祉サービスの利用相談や援助、金銭管理のお手伝いをする制度です。</p> <p>高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等で、自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用契約を結んだり、利用料の支払いをすることが困難な方への支援サービスで、生駒市権利擁護支援センターが窓口となっています。</p>	<p>■福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）</p> <p>判断能力の不十分な方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、福祉サービスの利用相談や援助、金銭管理のお手伝いをする制度です。</p> <p>高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等で、自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用契約を結んだり、利用料の支払いをすることが困難な方への支援サービスで、生駒市社会福祉協議会が窓口となっています。</p>	
<p>■成年後見制度の周知</p> <p>判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者が不利益を被らないよう、この制度の利用について講演会や広報等を通じて広く市民に周知するとともに、障がい者生活支援センターや地域包括支援センター等を通じて相談体制を強化します。</p>	<p>■成年後見制度の周知</p> <p>判断能力が十分でない知的障がい者や精神障がい者が不利益を被らないよう、この制度の利用について講演会や広報等を通じて広く市民に周知するとともに、障がい者生活支援センターや地域包括支援センター等を通じて相談体制を強化します。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第3章 障がい者理解と権利擁護	第3章 障がい者理解と権利擁護	
<p>■成年後見制度利用支援事業</p> <p>成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者については申請に要する経費や成年後見人への報酬の助成を行います。</p>	<p>■成年後見制度利用支援事業</p> <p>成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者については申請に要する経費や成年後見人などへの報酬の助成を行います。</p>	
<p>■成年後見制度法人後見支援事業</p> <p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。</p>	<p>■成年後見制度法人後見支援事業</p> <p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。</p>	
<p>■障害者虐待防止センターによる早期対応</p> <p>障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。</p> <p>また、虐待に関する相談や通報などの情報提供があった場合には、市と関係機関が連携して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期対応、早期解決を図ります。</p>	<p>■障害者虐待防止センターの設置</p> <p>障がい者に対する虐待や差別の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。</p> <p>また、虐待に関する相談や通報などの情報提供があった場合には、市と関係機関が連携して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期対応、早期解決を図ります。</p>	
<p>■相談窓口の充実と周知</p> <p>障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、障がい者が、医療、教育、就労など暮らしに関する様々な不安について、安心感を得られるよう、相談窓口や相談の方法について周知に努めます。</p>	<p>■相談窓口の充実と周知</p> <p>障がい者に対して、障がい種別やその人に合ったサービスに関する情報提供、相談サービスの充実を図るため、専門的な相談員を設置し、本人又はその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、障がい者が、医療、教育、就労など暮らしに関する様々な不安について、安心感を得られるよう、相談窓口や相談の方法について周知に努めます。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	第4章 障がい者の社会参加と就労支援	
事業推進の考え方	事業推進の考え方	
<p>障がい者一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、生き生きとした生活を送るために、それぞれの障がい特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の拡充等が必要です。</p> <p>また、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の生活の質（QOL）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できることから、今後も引き続き、障がい者がこれらの活動に気軽に参加できる場・機会を設けるよう努めます。</p> <p>障がい者にとっての就労は、より自立した生活をめざすということだけでなく、社会参加、自己実現、さらには社会に貢献するという観点からも重要です。</p> <p>そのため、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができ、また就労を継続できるよう、就労場の確保をすすめるとともに、雇用者に対する障がい者理解への取り組み等、就労に関わる環境整備に努めます。</p>	<p>障がい者一人ひとりが地域社会の一員として主体性を発揮し、生き生きとした生活を送るために、それぞれの障がい特性に応じた、スポーツ・文化・レクリエーション活動への参加機会の拡充等が必要です。</p> <p>また、スポーツ・文化・レクリエーション活動は、障がい者の生活の質（QOL）を向上させるうえで重要な役割を果たすだけでなく、健康の増進・機能回復への効果も期待できることから、今後も引き続き、障がい者がこれらの活動に気軽に参加できる場・機会を設けるよう努めます。</p> <p>障がい者にとっての就労は、より自立した生活をめざすということだけでなく、社会参加、自己実現、さらには社会に貢献するという観点からも重要です。</p> <p>そのため、障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができ、また就労を継続できるよう、就労場の確保をすすめるとともに、雇用者に対する障がい者理解への取り組み等、就労に関わる環境整備に努めます。</p>	
1 社会参加への支援	1 社会参加への支援	
<p>スポーツ・文化活動によって障がいのある人とない人との交流を推進する一方で、これらの活動によって自己の能力を磨き、達成感を感じるといった経験ができるよう、社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供などの側面からの支援の充実を努めます。</p>	<p>文化活動やスポーツ活動によって障がいのある人とない人との交流を推進する一方で、これらの活動によって自己の能力を磨き、達成感を感じるといった経験ができるよう、社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供などの側面からの支援の充実を努めます。</p>	
(1) 活動の機会の確保	(1) 活動の機会の確保	
<p>■福祉センター事業の充実</p> <p>障がい者の生きいきとした日常生活と社会参加を支援するため、引き続き各種教室の開催や意思疎通支援のための事業などを実施するとともに、今後の支援ニーズ多様化を見据え、福祉センター事業の充実を図ります。</p>	<p>■福祉センター事業の充実</p> <p>障がい者が生き生きと日常生活を送ることができ、社会活動に参加できるよう、各種教室の開催や意思疎通支援のための事業など福祉センター事業で実施する事業の充実を図ります。</p>	
<p>■自発的活動（ピアサポート）の支援</p> <p>障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経験をもとに語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取り組み（ピアサポート）を支援し充実を図ります。</p>	<p>■自発的活動（ピアサポート）の支援</p> <p>障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経験をもとに語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取り組み（ピアサポート）を支援し充実を図ります。</p>	
<p>■外出支援の充実</p> <p>移動支援や同行援護、行動援護等の障害福祉サービスの利用により外出ができ、障がい者が社会参加できるよう支援します。</p>	<p>■外出支援の充実</p> <p>移動支援や同行援護、行動援護等の障害福祉サービスの利用により外出ができ、障がい者が社会参加できるよう支援します。</p>	
<p>■情報提供の充実</p> <p>スポーツ・文化活動のイベント等開催にあたっては、障がい者が利用しやすいよう情報発信を工夫します。</p>	<p>■情報提供の充実</p> <p>障がい者が利用しやすいよう、文化・スポーツ活動のイベント等、情報発信を工夫します。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	第4章 障がい者の社会参加と就労支援	
<p>■福祉有償輸送の適切な運営</p> <p>社会福祉法人やNPO法人などの非営利法人が主体となり、外出に介護が必要で公共交通機関を利用して移動することが困難な障がい者のために、通院・通所などの外出をサポートする福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適切にその運営が図られるよう、必要な事項の協議を行い、指導・助言を行います。</p>	<p>■福祉有償運送の適切な運営</p> <p>社会福祉法人やNPO法人などの非営利法人が主体となり、外出に介護が必要で公共交通機関を利用して移動することが困難な障がい者のために、通院・通所などの外出をサポートする福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適切にその運営が図られるよう、必要な事項の協議を行い、指導・助言を行います。</p>	
<p>（2）スポーツ・文化活動等の推進</p> <p>スポーツイベント等身近に身体を動かすことのできる機会の提供や障がい者専用のスポーツ用具・設備の設置など、障がい者のスポーツ活動を推進します。</p> <p>また、文化活動等においても、障がいのある人がない人とともに参加、活動しやすい環境づくりに努めます。</p>	<p>（2）スポーツ・文化活動等の推進</p> <p>スポーツ大会等身近に身体を動かすことのできる機会の提供や障がい者専用のスポーツ用具・設備の設置など、障がい者のスポーツ活動を推進します。</p> <p>また、文化活動等においても、障がいのある人がない人とともに参加、活動しやすい環境づくりに努めます。</p>	
2 就労支援の充実	2 就労支援の充実	
<p>障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携や啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着のための支援を推進します。</p> <p>一般企業における就労だけでなく、企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的就労について、「障がい者働く応援プログラムいこま」として、<u>生駒山麓公園など市所有施設における就労支援体制の充実や農業分野との連携、就労支援施設からの優先的調達の拡大など総合的に取り組むことにより、市内における多様な就労の場の確保に努めます。</u></p>	<p>障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携や啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着のための支援体制の整備が必要です。</p> <p>一般企業における就労だけでなく、企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的就労について、事業所等の協力を得て提供施設を開設することなど就労の場の確保に積極的に努めます。</p> <p>また、障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進など、様々な角度から就労支援を充実し、さらに福祉的就労から一般就労への移行等の推進を図ります。</p>	<p>【新設】</p> <p>○生駒山麓公園、市役所、市内事業所等における障がい者雇用の場の拡大（マニフェスト）</p> <p>○「障がい者働く応援プログラムいこま」</p>
（1）多様な働き方の支援	（1）雇用の促進と安定	
<p>■雇用を促進するための啓発活動の推進</p> <p>障がい者の雇用に関する理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、ハローワーク等との連携のもと、企業に対し、障がい者雇用に対する助成制度等の利用について、啓発を図ります。また、障がい者の就労支援の一環として、職場体験の受け入れ事業所の拡大が図られるよう理解と啓発に努めます。</p>	<p>■雇用を促進するための啓発活動の推進</p> <p>障がい者の雇用に関する理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、ハローワーク等との連携のもと、企業に対し、障がい者雇用に対する助成制度等の利用について、啓発を図ります。また、障がい者の就労支援の一環として、職場体験の受け入れ事業所の拡大が図られるよう理解と啓発に努めます。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	第4章 障がい者の社会参加と就労支援	
<p>■相談窓口の利用促進・情報提供の推進</p> <p>ハローワーク等の就業相談事業についての利用促進を図るとともに、「障がい者生活支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」、「障害者職業センター」及び各種相談支援事業者との連携を図ります。</p>	<p>■相談窓口の利用促進・情報提供の推進</p> <p>ハローワーク等の就業相談事業についての利用促進を図るとともに、「障がい者生活支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」、「障害者職業センター」及び各種相談支援事業者との連携を図ります。また、「障害者就業・生活支援センター」の出張窓口相談を市内に開設します。</p>	
<p>■就労定着支援</p> <p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて課題の把握およびその解決に向けた支援を行い、必要に応じて企業や関係機関等との連絡調整を行います。</p>	<p>（新設）</p>	<p>【新設】</p> <p>○就労定着支援の新設（H30～）</p>
<p>（1）と統合し削除</p>	<p>（2）福祉的就労の支援</p>	
<p>■就労移行支援</p> <p>就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>	<p>■就労移行支援</p> <p>就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>	
<p>■就労継続支援</p> <p>通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>	<p>■就労継続支援</p> <p>通常の事業所での就労が困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p>	
<p>■農福連携の推進</p> <p>農業・福祉分野が、農作業の担い手確保や遊休農地の活用、障がい者の職域の拡大や工賃の上昇等、双方の課題解決に向けて連携する農福連携の取組みを推進します。</p>		<p>【新設】</p> <p>○農福連携の推進</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	第4章 障がい者の社会参加と就労支援	
(2) 「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進	(新設)	
<p>本市では、障がい者の就労に向けた円滑で一体的な支援として「障がい者働く応援プログラムいこま」を推進します。これは、障がい者の「働く」について「考える→体験する→場をつくる→広げる→支える→考える…」というサイクルを通じて就労支援の拡大を図るものです。</p> <div data-bbox="152 450 873 976" style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">「障がい者働く応援プログラムいこま」のイメージ</p> </div>	(新設)	<p>【新設】 ○「障がい者働く応援プログラムいこま」</p>
<p>■障がい者職場体験受け入れの推進</p> <p>障がい者が「働く」ことを具体的にイメージできるよう、特別支援学校や就労支援事業所、「障害者就業・生活支援センター」等の関係機関との連携のもと、実体験の場として本市において職場体験の受け入れを積極的に行うとともに、民間企業の受け入れ拡大をめざします。</p>	<p>■生駒市役所における職場体験受け入れ事業</p> <p>障がい者が「働く」ことを具体的にイメージできるよう、特別支援学校や就労支援事業所、「障害者就業・生活支援センター」等の関係機関との連携のもと、実体験の場として生駒市役所において職場体験の受け入れを積極的に行います。</p>	
<p>■授産品販路拡大への支援</p> <p>市内の障がい者施設で作られた授産品の販売拡大に向けて、公共施設における販売スペース確保や、授産品のふるさと納税返礼品への指定等、販路拡大に向けた支援を行います。</p>	<p>■授産品販売の支援</p> <p>公共施設における販売スペースの確保など、市内の障がい者施設で作られた授産品の販売活動を支援します。</p> <p>特に、生駒市役所等関連施設での授産品の販売については、社会福祉法人等と一体となり市の事業として販売活動を展開していきます。</p>	<p>【追加】 ○授産品のふるさと納税返礼品への指定</p>

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第2部 障がい者福祉計画	
第4章 障がい者の社会参加と就労支援	第4章 障がい者の社会参加と就労支援	
<p>■障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進</p> <p>障害者優先調達推進法に基づき、市役所における物品の購入及び役務の発注について情報発信を行うとともに、全庁的に障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ります。また、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の目標などを定めた「生駒市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」や実績を毎年度公表します。</p>	<p>■障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進</p> <p>障害者優先調達推進法に基づき、毎年、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の目標などを定めた「生駒市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」や実績を公表します。</p> <p>また、市役所における物品の購入及び役務の発注について、情報発信を行うとともに全庁的に障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ります。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第3部 計画の推進体制	
第5章 計画の推進体制と進行管理	（新設）	
1 計画の推進体制	1 推進体制の強化	
<p>本計画は、福祉分野のみならず、保健・医療・教育等、分野横断的な課題に対して総合的に取り組む方針を示すものであるため、本市においては福祉部局を中心に庁内関連部局が連携するとともに、外部の各機関・団体とも連携して取り組みます。</p>	<p>障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域における利用しやすいサービス体制づくりと、互いに尊重し、共に支え合い、助け合う、地域福祉の体制づくりを推進し、「住民一人ひとりの想いが支える誰もが安心して暮らせるまち いこま」の実現をめざしていきます。</p>	
<p>■関係機関・団体、地域との連携 コミュニティ機能強化に向けて、当事者団体および家族会、民生委員・児童委員連合会、医師会、ボランティア団体、自治会等の関係機関・団体、地域と連携して、ネットワーク形成に努めます。</p>		
<p>■社会福祉協議会との連携 住民との協働により、各地域の実情に応じた地域福祉を推進していくため、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の推進に努めます。</p>		
<p>■自立支援協議会との連携 障がい者の福祉、保健、医療、教育、雇用に携わる関係者・関係機関、障がい者およびその家族団体の相互の連携により、地域の課題について情報を共有し、その解決のための支援体制の整備等について協議します。</p>		
<p>■国、県との連携 計画の円滑な推進に向けて国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行います。</p>		

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第3部 計画の推進体制	
第5章 計画の推進体制と進行管理	(新設)	
(統合)	<p>(1) 地域や関係機関との連携</p> <p>生活介護や就労支援などの自立支援、権利擁護や啓発等、障がい者を取り巻く様々な課題について、今後も社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合会、医師会、自治会、当事者及び家族会、ボランティア団体等の関係機関と連携し、総合的・継続的なケアの提供に努めます。</p> <p>このため、障がい者の地域での生活を支援するため、障がい福祉に関する関係機関による連携や相談支援等、地域の課題解決に向けて自立支援協議会で協議をしています。自立支援協議会は、相談支援事業と連携を図りながら、生活支援センター職員で構成する担当者会や専門的な活動を実施する専門部会等も設置し、地域の課題解決に向けたきめ細かい取り組みができるよう努めています。</p> <p>また、ボランティアの養成、育成や既存のボランティア活動への支援等、インフォーマルなサービスを含めた身近な地域での見守り体制の強化をめざし、地域コミュニティ機能を高めるよう、関係機関や市民活動団体との連携を図っています。</p>	【統合】 記述の簡素化
(統合)	<p>(2) 国、県との連携</p> <p>計画の推進にあたっては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を行います。</p>	
(統合)	2 地域のネットワークの推進	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第3部 計画の推進体制	
第5章 計画の推進体制と進行管理	(新設)	
(統合)	<p>今後、少子高齢化と核家族化が進む中で、誰もが生涯を通じて生きがいを持ち、社会参加を果たすためには、身近な地域での環境づくりがますます重要となります。特に、一人暮らしや高齢の親等から介護を受けている障がい者が、地域で安心して毎日を送るためにも、身近な地域での日常的な交流や助け合いが重要です。このことから、日常的な交流の場や市民らの地域活動を重要な柱と位置づけ、支える側の誰もが生き生きと活動できるよう、また支えられる側の誰もが安心して過ごせるような地域のネットワークを築く必要があります。</p> <p>具体的な活動としては、地域で暮らす住民が様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で配慮を実践していく「あいサポート運動」や同じ障がいや悩みなどを抱えている障がい当事者同士が、協働的にサポートを行う相互支援（ピアサポート）などの取り組みも大切です。</p>	
(統合)	<p>これらの活動を通じて、障がい者は他人に支えられている意識と、生活に活力を生み出すことにつながることを期待されます。また、主に支援される側の障がい者が支援する側に回ることにより社会に貢献しているという意識や生きがいを生み出すことができ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能になります。</p> <p>地域のネットワークには、民生委員・児童委員、自治会及び各ボランティアグループ等の関わりがますます重要になっており、今後は、より多くの市民参加のもと、本市、生駒市社会福祉協議会、関係団体等が連携してネットワークの形成に向けた取り組みを行います。</p>	【統合】 記述の簡素化
(統合)	3 社会福祉協議会との連携強化	
(統合)	<p>地域福祉を推進していくためには、住民との協働が重要であり、それぞれの地域の実情に即した地域活動を展開していくことが必要です。</p> <p>社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する中核的な役割を果たす組織として法律で位置づけられていることから、さらに、生駒市社会福祉協議会と協働し、地域福祉活動の推進に努めていきます。</p> <p>そのため、社会福祉協議会が持つ独自の地域福祉ネットワークなどを活用しながら、成年後見制度の充実や障がい者理解に関する啓発活動などの事業を通じて、連携をさらに強化していきます。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第3部 計画の推進体制	
第5章 計画の推進体制と進行管理	(新設)	
(統合)	4 各地域における啓発と福祉活動の活性化	
(統合)	<p>障がい者の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据え、居住支援の機能強化を図る必要があるとされています。障がい者自身が地域住民の一員となった際に地域の理解が不可欠です。</p> <p>本市では、自治会をはじめとする地域単位の組織が活発に活動しており、地域の福祉活動にも幅広く対応されています。しかしながら、これら地域単位の組織全てが、障がい者福祉に関して深い理解を有しているわけではありません。そのため、これらの組織に対し、市職員による出前講座やあいサポート運動、講演会等を通じて、さらに理解を深め、福祉活動が活性化するよう啓発に努めます。</p> <p>また、障がい者が地域で定着できるよう、親元からの自立を希望する者に対する支援等をすすめ、地域の暮らしの安心感を担保するため、相談やサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりをすすめていきます。</p>	【統合】 記述の簡素化
(統合)	5 行政としての推進体制	
(統合)	<p>本計画は、保健・医療・福祉分野のみならず、総合的な支援に取り組む方針を示すものです。この計画に基づき、市民への保健・医療・福祉サービス等に関する情報提供を強化するとともに、障がい者に対する福祉施策や自立支援、権利擁護等に総合的に取り組みます。</p> <p>そのためにも、福祉部局を中心に庁内関連部局と連携するとともに、職員についても、専門的な資質や能力だけでなく総合的な視野を持って業務が遂行できるよう、市職員の研修等の拡充に努め、各種施策・事業を推進していきます。</p>	

第5期生駒市障がい者福祉計画（第2部）新旧対照表（案）

第5期計画（素案）	第4期計画	備考
第2部 障がい者福祉計画	第3部 計画の推進体制	
第5章 計画の推進体制と進行管理	(新設)	
2 計画の進行管理	6 計画の進行管理	
<p>本計画の着実な推進に向け、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、進捗状況を定期的に点検・評価し（Check）、改善する（Act）「PDCAサイクル」を適切に運用し計画の実効性を高めます。あわせて、自立支援協議会等の場を通じて有識者などから意見を聴取し、計画推進に際しての課題を抽出するとともに、随時これらへの対応策の検討を行います。</p>	<p>計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。</p> <p>そのため、作成した計画について、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことが求められます。</p> <p>障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することやその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。計画の見込量や目標数値等の進行管理については、各種事業の実施状況やサービス利用者及びサービス提供量などの把握を行うとともに、有識者などから意見を聴取し、計画推進に際しての課題の抽出と対応策について検討を行っていきます。</p>	